

---

---

# 小浜市景観計画

---

---

平成22年9月

小 浜 市

## ■ 目 次 ■

<b>第 1 章</b>	<b>はじめに</b> .....	<b>1</b>
1-1	策定の背景と目的.....	1
1-2	策定までの流れ.....	2
1-3	本業務の枠組み.....	3
<b>第 2 章</b>	<b>景観行政の評価と課題</b> .....	<b>4</b>
2-1	これまでの景観行政の経緯.....	4
2-2	景観行政の評価と景観法適用にあたっての課題.....	6
<b>第 3 章</b>	<b>景観計画区域の設定</b> .....	<b>7</b>
3-1	前提条件の整理.....	7
3-2	景観計画区域の設定.....	20
<b>第 4 章</b>	<b>景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針</b> .....	<b>25</b>
4-1	景観づくりの基本理念と基本方針.....	25
4-2	区域全体の景観形成方針.....	28
4-3	良好な景観の形成に向けた取り組みの方針.....	35
<b>第 5 章</b>	<b>景観形成のためのルールづくり</b> .....	<b>42</b>
5-1	景観計画区域全体.....	43
5-2	重点的に景観形成を図る地区.....	45
<b>第 6 章</b>	<b>屋外広告物の表示及び屋外広告物を 掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</b> .....	<b>58</b>
6-1	屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項.....	58
6-2	屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限.....	58
<b>第 7 章</b>	<b>景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針</b> .....	<b>59</b>
7-1	景観重要建造物の指定の方針.....	59
7-2	景観重要樹木の指定の方針.....	59
<b>第 8 章</b>	<b>景観重要公共施設の整備に関する事項</b> .....	<b>60</b>
8-1	景観重要公共施設の整備に関する方針.....	60
8-2	道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可の基準.....	61

# 第1章 はじめに

## 1-1 策定の背景と目的

美しく魅力あるまちなみや風景を形成することは、その地域の価値を高めることに繋がります。様々なメリットが生まれることが期待されます。

例えば、住宅地において良好な景観が形成されれば、潤いと安らぎのある生活を送ることができるとともに、良好な住宅地として地域の「値打ち」が上がることを期待されます。また、商業地や観光地であれば、その地域の商業・観光資源としての「魅力」が上昇し、集客力の向上が期待されます。さらに、小浜市の歴史や文化、風土の積み重ねによりもたらされた地域固有の景観を大切に育て、次世代へと引き継ぐ活動は、地域住民の郷土に対する誇りや愛着の醸成や、豊かな地域コミュニティの形成に繋がることから、景観を通じた新たなまちづくりが期待されます。

このため小浜市では、平成6年度に景観づくり基本計画を策定し、景観づくりの基本目標である「海に抱かれた歴史と文化のまち」の実現に向けた取り組みを進めてきました。特に、歴史的な町並みが残る小浜西部地区では、文化庁の重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指して、地元組織と連携した取り組みを進めるとともに、歴史的な町並み景観を保存・継承していくために、平成14年より歴史的景観形成助成事業を実施しています。

また、国においても、平成15年に「美しい国づくり政策大綱」が、また平成16年には、我が国で初めての景観に関する総合的な法律となる景観法が制定される等、行政の方向も美しい国づくりへと転換されてきています。

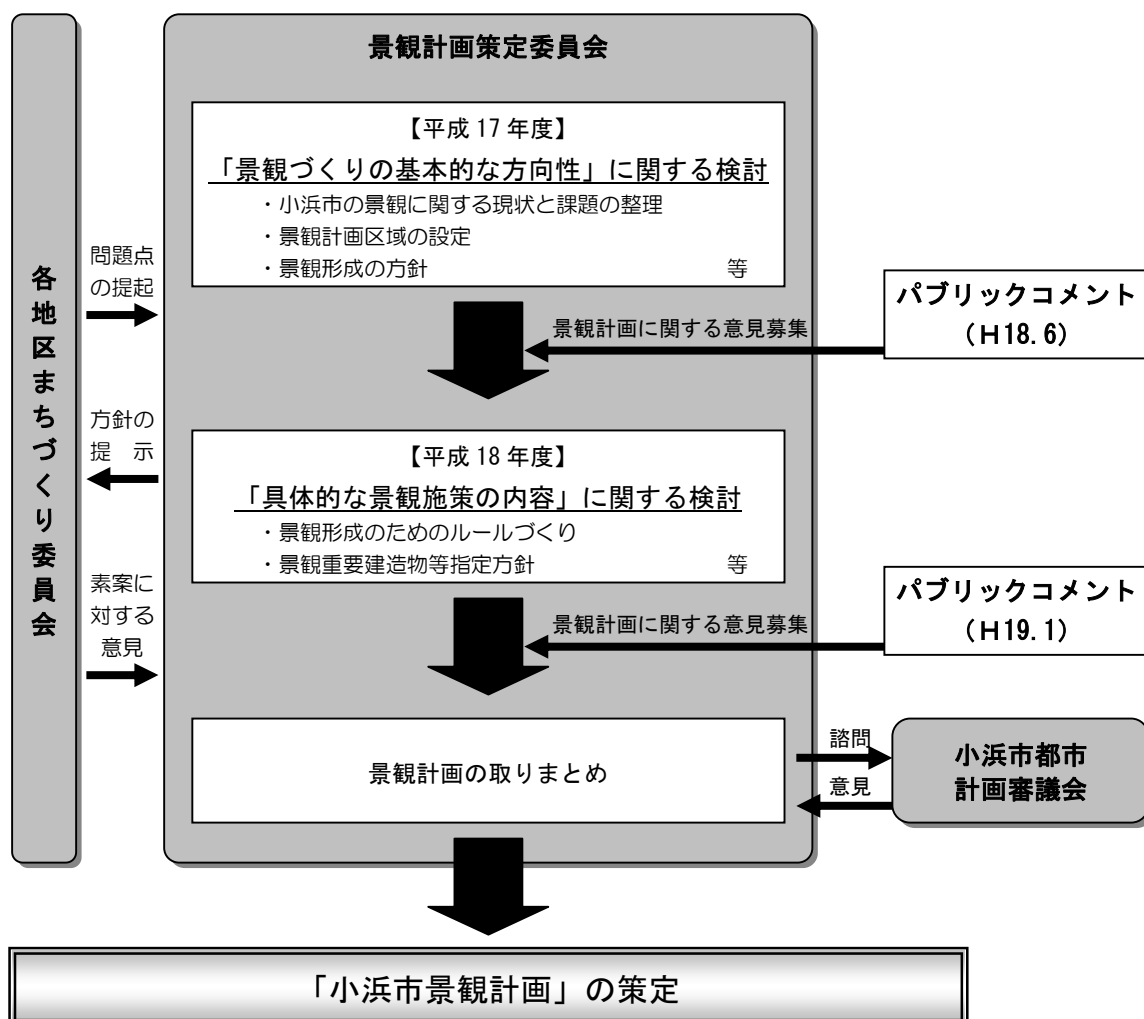
このような流れを受けて小浜市は、景観形成の基本理念や行政・市民・事業者の責務等を明確にするために、平成17年3月に「小浜市景観条例」を制定しました。これを踏まえて、小浜市景観条例における基本理念の実現に向けて、景観法に基づく総合的な景観施策のあり方を明確にするために「小浜市景観計画」を策定します。

## 1-2 策定までの流れ

小浜市景観計画の策定は、平成17年度～平成18年度の2カ年にわたって行います。

また、景観計画策定に向けて、学識経験者や市民代表、行政等、関係団体代表から構成される「景観計画策定委員会」を設立し、原案の検討を行うとともに、地元住民の既存のまちづくり組織である「各地区まちづくり委員会」と連携しながら、地元住民の意向を反映した計画づくりを実施します。

### ■ 景観計画策定までの流れ



## 1-3 本業務の枠組み

第1章 はじめに	1-1 策定の背景と目的 1-2 策定までの流れ 1-3 本業務の枠組み
第2章 景観行政の評価と課題	2-1 これまでの景観行政の経緯 2-2 景観行政の評価と景観法適用にあたっての課題
第3章 景観計画区域の設定	3-1 前提条件の整理 3-2 景観計画区域の設定
第4章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	4-1 景観づくりの基本理念と基本方針 4-2 区域全体の景観形成方針 4-3 良好な景観の形成に向けた取り組みの方針
第5章 景観形成のためのルールづくり	5-1 景観計画区域全体 5-2 重点的に景観形成を図る地区
第6章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	6-1 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項 6-2 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限
第7章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針	7-1 景観重要建造物の指定の方針 7-2 景観重要樹木の指定の方針
第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項	8-1 景観重要公共施設の整備に関する方針 8-2 道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準

## 第2章 景観行政の評価と課題

「小浜市景観づくり基本計画」（平成6年）の策定後に取り組みられた各種の景観行政の経緯を整理するとともに、これまでの景観行政の評価し、景観法適用にあたっての課題を整理します。

### 2-1 これまでの景観行政の経緯

#### (1) 景観関連計画の策定

小浜市全体の良好な景観の形成に向けて、官民の連携のもとに次のような計画を策定しています。

##### ① 新世紀いきいきまち・むらづくり支援事業（平成13～15年度）

市内を12地区に区分し、地域住民が主体的に自分たちの郷土の将来について考える機会を提供・支援することによって、各地区が独自に振興計画を策定しました。

##### ② 第3次地域再生計画

###### 「心やすらぐ美食の郷 御食国若狭おばま」推進計画（平成17年度～）

平成17年3月28日に国の第3次地域再生計画に認定された、「心やすらぐ美食の郷 御食国若狭おばま」推進計画に基づき、良好な景観形成と街のたたずまいの再生・保全を推進し、地域の再生を目指した取り組みを推進する予定となっています。

##### ③ 北川流域自然再生計画の策定（平成14～15年度）

計画の目標として「多様な河川環境の再生」、「生態系等の繋がり再生」、「人と川のふれあいの復活」を掲げ、北川の自然再生に向けた取り組みを進める予定となっています。

#### (2) 民間主体の景観形成活動の啓発・支援

良好な景観形成に向けた民間主体の活動の継続・発展や、良好な町並み修景に向けて、次のような取り組みを推進しています。

##### ① 小浜まち景観賞の表彰（平成7年度～）

平成7年度に始めた「小浜まち景観賞」により、魅力ある若狭小浜のまちづくりに寄与する「周囲と調和のとれた優れた建造物」、「地域周辺環境の維持向上に努めている個人や団体」の表彰（年1回）を行っています。

##### ② 小浜西部 歴史的景観形成助成（平成14年10月～）

小浜市内でも特に歴史的景観資源の多い「小浜西部地区」において、市単独で歴史的景観形成地区を定め、景観地区の街路に面する家屋等の修理・修景等の建築行為に対して、一定の助成率、限度額の範囲でもって助成金を交付し景観を守る事業を推進しています。

##### ③ 縦貫線住吉・酒井地区まちづくり協定（平成16年度～）

（都）小浜縦貫線の拡幅に起因して、中心市街地にふさわしい統一された美しい町並みを創出するために、まちづくり協定による住民主体の取り組みが進められています。

### (3) 貴重な景観資源の保全に向けた取り組み

小浜市の長い歴史の中で大切に育まれてきた貴重な財産である歴史・文化資源や自然環境といった景観資源の保全に向けて、次のような取り組みを実施しています。

#### ① 世界遺産暫定リスト登載に向けた取り組み（平成 14 年 10 月～）

小浜市は、多くの歴史的文化的遺産が存在するとともに、文化財の保護と活用、または環境・景観保全に取り組んでいることから、市民一人ひとりが、これら遺産を大切にすまらちづくりを推進するために、「若狭の社寺建造物群と文化的景観」を主題として、この歴史的文化的遺産の世界遺産暫定リスト登載に取り組んでいます。具体的には、平成 14 年 10 月に歴史遺産振興室（平成 17 年 4 月から世界遺産推進室）を設置するとともに、元文化庁調査官を交えての指導委員会を発足させ、世界遺産暫定リスト登載に向けた協議を行っています。

#### ② 小浜西組伝統的建造物群保存地区の取組みについて（平成 2 年度～）

小浜西部地区では、伝統的な町並みの保存に向けて、平成 2 年から 2 か年で家屋調査を実施し、平成 7 年度から住民による小浜西組歴史的地区環境整備協議会を、庁内では町並み保存対策委員会を組織する等、官民が連携した取り組みを進めてきました。

これらを踏まえて、平成 16 年度から文化庁による小浜西部地区の重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けて、町並み保存懇談会やワーキング部会を開催するとともに、対象の 8 地区においてきめこまやかな地区別説明会等を継続して行ってきました。

平成 20 年度には国から重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

#### ③ 小浜市景観条例（平成 17 年度～）

現在および将来において、市民の健康で文化的な生活の創造と個性的で魅力あるまちづくりを促進するために、小浜市における良好な景観の形成についての基本理念や、市、市民、事業者といった景観形成に関わる各主体の責務を明らかにするとともに、今後の具体的な取り組みの方向性について定めており、この中で景観法に基づく景観計画の策定に取り組むことが位置づけられています。

### ■ これまでの景観行政の経緯のまとめ（平成 6 年以降）

	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
小浜市景観づくり基本計画の策定	●→												
小浜まち景観賞の表彰		●→											
新世紀いきいきまち・むらづくり支援事業								●→					
世界遺産暫定リスト登載に向けた取り組み									●→				
小浜西部 歴史的景観形成助成									●→				
伝建地区指定に向けた取り組み 【小浜西部地区】				前段の調査、組織づくり等（平成 2 年から）									
縦貫線住吉・酒井地区まちづくり協定												●→	
北川流域自然再生計画の策定									●→				
第 3 次地域再生計画「心やすらぐ 美食の郷御食国若狭おばま」推進計画												●→	
小浜市景観条例												●→	

## 2-2 景観行政の評価と景観法適用にあたっての課題

### 課題① 市民が共有できる目指すべき目標像の明確化

市民の理解と協力を得ながら、市民と行政が一体となって景観づくりに取り組んでいくためには、小浜市が目指すべき景観の目標像をみんなで共有し、景観づくりに向けた個々の取組みを同じ目標像に向かって連携・協働させながら、幅広く展開していくことが重要と考えられます。

このため今回の景観計画の策定においては、計画段階から市民参加を進め、市民の意向を十分に把握した上で、市民が共有できる将来の目標像や、今後の取組みの指針となる景観づくりの方向性を明確かつ適切に設定する必要があります。

### 課題② 小浜市景観条例における基本理念を重視した景観計画の策定

平成17年4月より施行された小浜市景観条例において、条例に定められた基本理念を達成するため、景観計画を定めることが位置づけられています。

このため、次のような条例に定められた基本理念を十分に踏まえた上で、景観計画の策定に取り組む必要があります。

#### ■ 小浜市景観条例の基本理念

- (1) 美しい自然を未来に残すこと。
- (2) 歴史と伝統を継承し、小浜文化を創造すること。
- (3) 若狭の中心都市にふさわしいまちをはぐくむこと。
- (4) 市民、事業者および市が、景観の形成に協働して取り組むこと。

### 課題③ 世界遺産暫定リスト登載に向けた取り組みとの整合性の確保

小浜市における世界遺産暫定リストの登載を目指す取り組みは、「国宝明通寺三重塔および本堂を中心として、多田岳山麓に位置する神宮寺、多田寺、妙楽寺、円照寺、羽賀寺、名勝万徳寺庭園等の寺院景観等を含めたエリア」を対象範囲として検討しています。

このため、上記対象範囲における貴重な景観資源の保全に向けた取り組みを推進するために、景観計画や景観計画区域の検討を行う際には、世界遺産暫定リスト登載に向けた取り組みとの整合性を十分に確保する必要があります。

### 課題④ 良好な景観の保全・育成に向けた実効性のある施策の確立

これまで小浜市では、小浜西部地区において、家屋等の修理・修景等に対する助成事業や、重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた取り組みを進めてきましたが、現時点では、合意形成の段階となっています。また、(都)小浜縦貫線沿道の住吉・酒井地区では、まちづくり協定が締結されていますが、紳士協定であることから、より担保性のある制度としていくことが求められています。

このため、良好な景観形成に向けた機運の高まっている地区においては、地区住民の意向把握と合意形成を十分に図りながら、地区住民の意向に沿った規制・誘導策等、良好な景観形成に向けた実効性のある施策を確立していく必要があります。



### 第3章 景観計画区域の設定

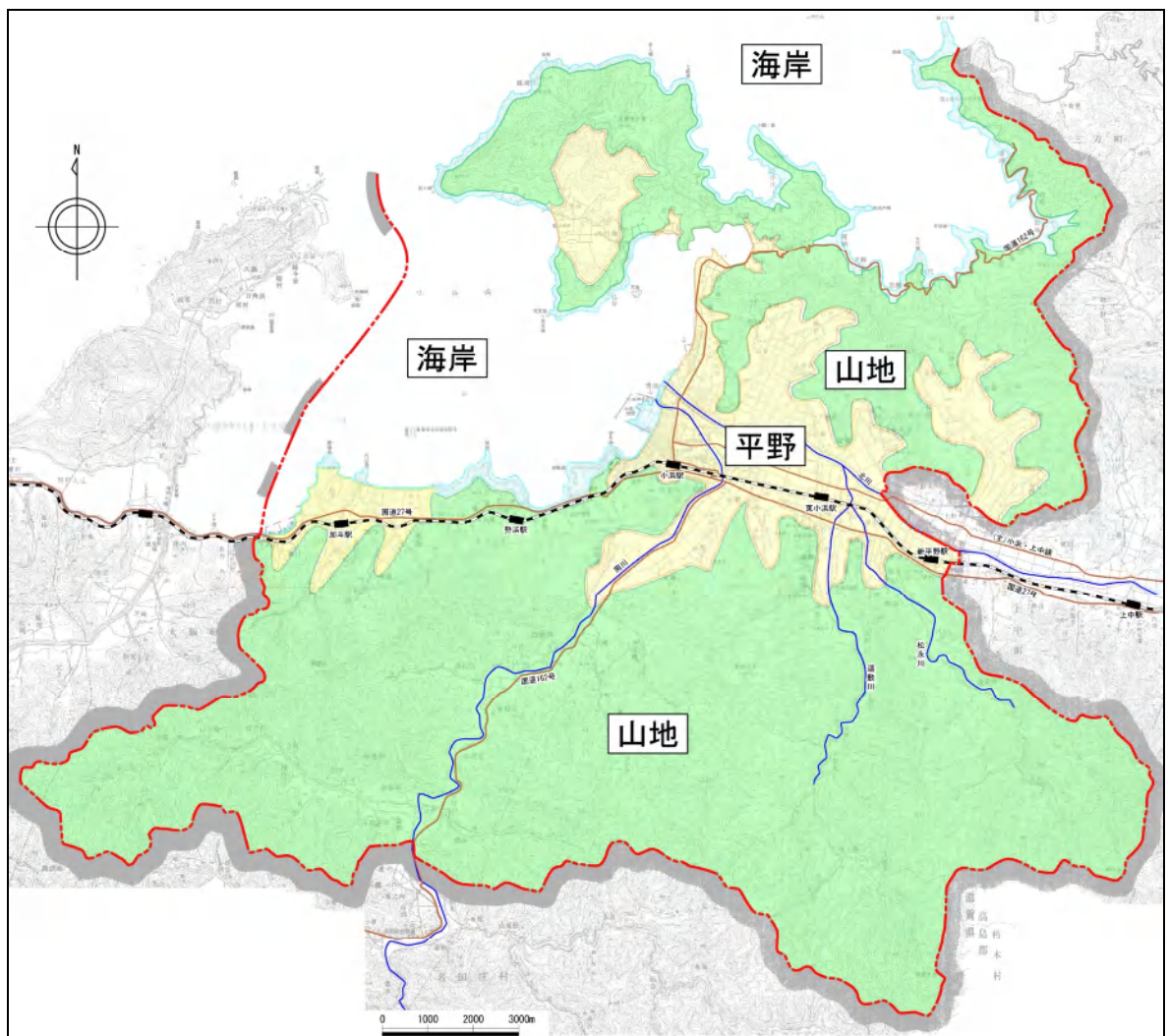
景観計画の対象となる景観計画区域は、小浜市の地形、歴史的経緯、土地利用、歴史的景観要素の分布状況、法規制等を総合的に勘案した上で設定します。

#### 3-1 前提条件の整理

##### 3-1-1 地形

小浜市の地形は、大きく分類すると海岸、平野、山地の3つの要素から構成されており、高低差に富んだ水と緑の豊かな自然景観が形成されています。

要素	景観特性
海岸	・市域の北部は、国定公園の指定を受けた若狭湾に面し、海岸線の一部は、景勝地として親しまれている「蘇洞門（そとも）」を有するリアス式海岸となっています。
平野	・市域中央を流れる北川、南川流域を中心に形成された平野で、JR小浜駅周辺からJR東小浜駅周辺にかけて市街地が形成され、その郊外部は視界の開けた田園景観が広がっています。
山地	・市域の南部は、東西に走る京都北部一帯に連なる山地で、平野部背後に広がる豊かな自然景観を形成しています。



### 3-1-2 歴史的経緯

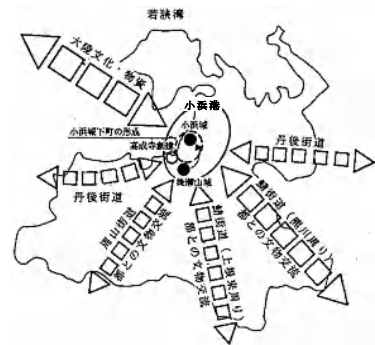
#### 古代（鎌倉時代以前） → 『日本海側屈指の要港として発展』

- ・古代から日本海を隔てた対岸諸国との交易が開け、日本海側屈指の要港として栄えました。
- ・京都・滋賀・奈良への大陸文化・南蛮文化を伝達する「シルクロードにおける日本の玄関」として役割を担っていました。
- ・平安時代には、国家祈祷所として多くの社寺が創建され、今日の国宝めぐりの基盤になっています。
- ・港は、最初は古津に形成され、その後、西津、さらに小浜の順に形成されたと考えられています。



#### 鎌倉時代～江戸時代 → 『港町、城下町として発展』

- ・日本海側諸国の物資の中継港として繁栄していましたが、17世紀末以降は、西回り航路の開発によって小浜港の衰退が始まりました。
- ・16世紀以降、城下町としての形態が整えられ、現在の市街地の基盤が形成されました。
- ・都への物流・交流を支えた鯖街道や丹後街道等を基軸とした街道筋の町が発達しました。



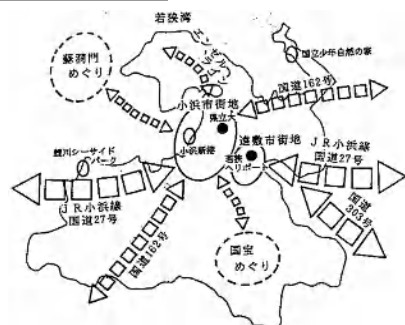
#### 近代（明治時代～昭和30年代） → 『陸上交通の発展にともない港が衰退』

- ・敦賀や舞鶴に向かう国内定期航路が運航されていましたが、国内鉄道の開通や道路網の整備にともない、海運機能の衰退が進みました。
- ・豊かな自然環境や歴史・文化資源等を背景に、観光地として注目されるようになりました。



#### 現代（昭和40年代～現在） → 『観光レクリエーション都市として発展』

- ・国宝めぐりや蘇洞門めぐりに代表される観光レクリエーション都市として発展を続けています。
- ・道路網や鉄道網、若狭へりポート等の整備が進められるとともに、舞鶴若狭自動車道の整備が予定される等、さらなる発展が期待されています。



### 3-1-3 土地利用

#### (1) 市街地ゾーン

古くからの発展してきた既成市街地を中心としたゾーンで、主に都市的土地利用がなされており、一部では港町として反映した名残を伝える歴史的な町並みが見られます。

対象地区・拠点	概要
J R小浜駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J R小浜駅や市役所等の官公庁施設、商業施設が集積する小浜市の中心的な業務・商業地区となっており、近代的な都市景観が形成されています。</li> </ul>
J R東小浜駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東小浜地域の中心地区であるとともに、「明通寺」や「鶴の瀬」等、歴史的観光地の玄関に位置づけられる地区であることから、地区の位置づけにふさわしい魅力的な景観の形成が課題となっています。</li> </ul>
国道 27 号沿道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地へのアプローチ軸となる国道 27 号沿道では、沿道サービス施設等の立地に伴い広告物や建築物が雑然とした景観を形成していることから、アプローチ軸にふさわしい景観の形成が課題となっています。</li> </ul>
小浜西部地区、旧丹後街道沿道地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小浜西部地区は、小京都としての小浜の歴史性を代表する地区であり、日本海側で有数の港町として繁栄した名残を今に伝える、優れた歴史的な町並みが数多く残されています。</li> <li>・ 遠敷の旧丹後街道沿いには、伝統的建造物等の歴史性豊かな町並みが残されています。</li> </ul>



写真－J R小浜駅周辺



写真－J R東小浜駅周辺



写真－国道 27 号沿道



写真－小浜西部地区



## (2) 農村・田園ゾーン

緑豊かな田園集落と一段の田園地帯が広がるゾーンで、主に農業的土地利用がなされていますが、一部の区域では景観を阻害する土地利用が見られます。

対象地区・拠点	概要
農村集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>平野部の田園を囲むように分布する集落で、周辺の田園や背後の山林と調和した緑豊かな田園集落景観が形成されています。</li> </ul>
農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>平野部に広がる一団の農地で、見通しの良い開放感のある景観が形成されています。</li> <li>市街地に隣接した区域では、住宅地等のミニ開発が見られます。</li> <li>一部では田畑の荒地化が見られ、景観が損なわれています。</li> </ul>
新規機能導入地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(主)小浜・上中線とJ R小浜線に挟まれた南川から東小浜駅までの範囲に舞鶴若狭自動車道小浜I.Cの予定地周辺を含めた範囲は、都市計画マスタープランにおいて、新規機能導入地区に位置づけられています。</li> <li>(主)小浜・上中線とJ R小浜線に挟まれた南川から東小浜駅までの範囲は、現況では沿道サービス施設の立地が見られます。今後は、工場等の誘致等も予定されていることから、計画的な景観形成が課題となっています。</li> <li>舞鶴若狭自動車道小浜I.Cの予定地周辺では、小浜市の新たな玄関にふさわしい景観形成が課題となっています。</li> </ul>
(主)小浜・上中線沿道	<ul style="list-style-type: none"> <li>広大な田園地帯を縦貫する市街地部へのアプローチ道路としての役割も果たしており、開放的な沿道景観が形成されています。</li> <li>一部では、屋外広告物の乱立が見られ、景観が損なわれています。</li> </ul>
河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>北川、南川等の平野部を流れる河川は、自然景観が多く残っており、田園等の周辺景観と調和した自然景観が形成されています。</li> <li>一部では、ごみや土砂の堆積等が見られ、景観が損なわれています。</li> </ul>



写真一農地、農村集落



写真一新規機能導入地区



写真一(主)小浜・上中線沿道



写真一河川(南川)

### (3) 山村・山地ゾーン

谷あい形成された山村集落と豊かな自然環境が残る山地が広がるゾーンで、主に自然的土地利用がなされていますが、社寺等の歴史文化資源が数多く分布しており、「国宝めぐり」の拠点となっています。

対象地区・拠点	概要
谷あいの集落	・谷に沿って分布する集落で、周辺の田園や山林と調和した緑豊かな山村集落景観が形成されています。
歴史的社寺等	・「明通寺」や「鵜の瀬」等、数多くの歴史文化資源が分布しており、国宝めぐり等の観光資源となっています。
里山・山地	・緑豊かな自然環境が残っており、市街地景観等の遠景となる景観を形成しています。 ・一部では、山肌を削った採石場や造成地が見られ、景観が損なわれています。



写真一谷あいの集落、山地



写真一山肌が削られた山地



写真一鵜の瀬

#### (4) 漁村・海岸ゾーン

海岸部に形成された漁村集落と景勝地としても親しまれているリアス式海岸が広がるゾーンで、海岸と急峻な山からなる自然的土地利用の中に、漁業や観光レクリエーション等の産業的土地利用が混在しています。

対象地区・拠点	概要
小浜新港周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小浜新港周辺には、「若狭フィッシャーマンズワーフや蘇洞門遊覧船乗り場」、「御食国若狭おばま食文化館」といった施設が集積しており、観光客が多く訪れる観光交流拠点となっています。</li> <li>・小浜新港は、釣りのポイントともなっており、休日には多くの人で賑わっています。</li> </ul>
漁村集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸部の入り江の奥の平坦地に形成されており、海と急峻な山に囲まれた集落地景観を形成しています。</li> </ul>
小浜湾・若狭湾とリアス式海岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リアス式海岸は、一部が若狭湾国定公園に指定されており、優れた自然景観を形成しています。また、若狭蘇洞門等、観光名所となる景観資源も存在しています。</li> <li>・海岸部の所々に存在するマリーナや海水浴場は、観光レクリエーション都市である小浜の特徴をあらわす景観を構成しています。</li> </ul>



写真－小浜新港周辺



写真－漁村集落



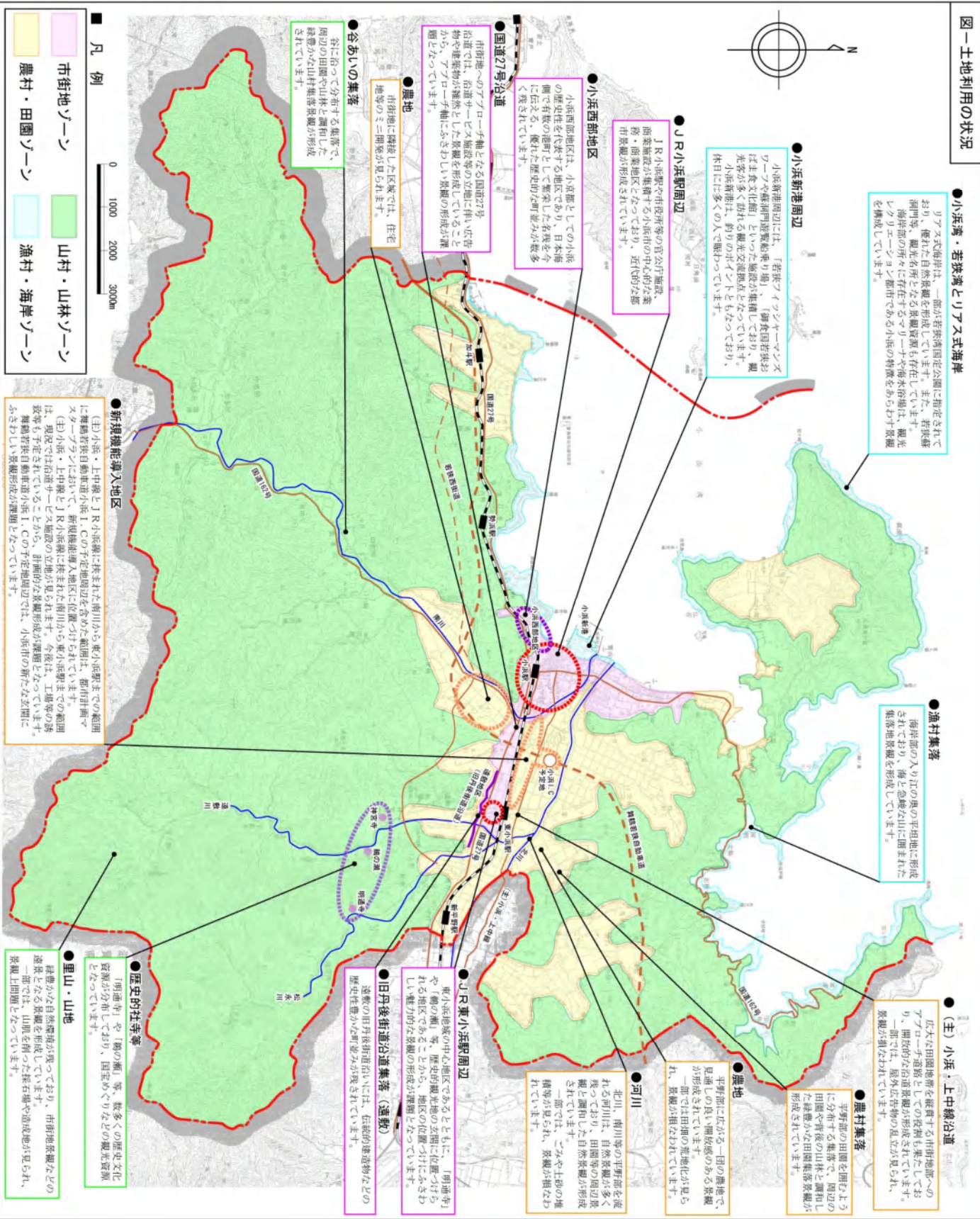
写真－小浜湾



写真－マリーナや海水浴場



図一 土地利用の状況



### 3-1-4 歴史的景観要素の分布状況

古くから大陸や朝鮮半島、そして京の都と深くつながってきた小浜には、その繁栄の名残を今に伝える町並みや文化財、伝統行事が数多く伝承されています。

#### (1) 歴史的町並み

##### ① 小浜西部地区

- 江戸時代中期まで日本海側で有数の港町として繁栄していた名残を今に伝える優れた歴史的な町家建築物等が数多く残っています。特に、三丁町通りや八幡神社以西の旧丹後街道沿いには、歴史的町並みが残っています。
- 江戸時代初めに町割が行われ、旧丹後街道に沿って町人町・茶屋町をつくり、また、後瀬山の山麓には寺院が配置されました。現在もほぼ同様の町割となっており、歴史的価値の高い市街地として評価されています。
- これらの魅力的な歴史的環境が息づく本地区は、「小京都」と称される小浜を代表する地区であり、多くの観光客が散策に訪れる地区となっています。
- 本地区の歴史的町並みの継承に向けて、住宅等の修景整備に助成する「小浜西部地区の歴史的景観形成助成（平成14年10月～）」や、小浜西部地区の重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた取り組み（平成2年度～）が実施され、平成20年度に重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。



写真一三丁町通り



写真一修景された町家建築物

##### ② 旧丹後街道沿道地区

- 遠敷地区は、小浜西部地区と並んで、小浜の歴史観光の中心地区にあたる地区となっており、旧丹後街道沿いには町家風建築物がみられます。



写真一旧丹後街道沿道の町並み



## (2) 文化財

- ・飛鳥・奈良時代以降、若狭国の中心地として繁栄してきた小浜市には、多種多様の文化財が遺存しており、福井県内最多の文化財数を誇っています。市内には、平安時代の仏像や鎌倉時代に創建された寺院が数多く残されており、特に、明通寺の本堂と三重塔は鎌倉時代に創られたもので、国宝に指定されています。
- ・これらの歴史文化資源は、古刹等を巡る「国宝めぐり」等、小浜の歴史観光を支える観光資源ともなっています。

### ■ 主要な文化財（国指定）

【建造物（国宝）】：明通寺本堂、明通寺三重塔

【建造物（重文）】：妙楽寺本堂 附厨子、神宮寺仁王門、羽賀寺本堂、飯盛寺本堂、神宮寺本堂

【彫刻（重文）】：木造大日如来坐像(円照寺)、木造薬師如来坐像(国分寺)、木造阿弥陀如来坐像(萬徳寺)、銅造如意輪観音半伽像(正林庵)、銅造薬師如来立像(竜前区)、木造不動明王立像(円照寺)、木造薬師如来坐像/木造降三世明王立像/木造深沙大将立像/木造不動明王立像(明通寺)、木造千手観音立像/木造毘沙門天立像/木造十一面観音立像(羽賀寺)、木造男神・女神坐像(神宮寺)、木造千手観音立像(妙楽寺)、木造薬師如来立像 附木造十一面観音立像・木造菩薩立像(多田寺)、木造観音菩薩坐像(長慶院)、木造千手観音立像(加茂神社)、木造千手観音立像 附木造毘沙門天立像・不動明王立像(谷田寺)

【絵画（重文）】：絹本着色不動明王三童子像、絹本着色弥勒菩薩像、絹本着色弥勒菩薩像

【書跡（重文）】：紙本墨書印可状、紙本墨書羽賀寺縁起

【典籍（重文）】：大般若経、詔戸次第

【工芸品（重文）】：太刀 銘宗口(伝宗近)

【史跡】：若狭国分寺跡、岡津製塩遺跡、後瀬山城跡

【名勝】：萬徳寺庭園、若狭蘇洞門

【天然記念物】：萬徳寺のヤマモミジ、蒼島暖地性植物群落



写真一 明通寺本堂（国宝）



写真一 お水送りの寺 神宮寺本堂（重文）



写真一 明通寺本堂三重塔（国宝）



写真一 羽賀寺 木造十一面観音立像（重文）

### (3) 伝統行事

- ・お水送りや手杵祭、放生祭等の数多くの伝統行事は、小浜市民の心象風景として、また、多くの観光客に親しまれる観光資源として、大切に受け継がれています。

#### ■ 主な伝統行事

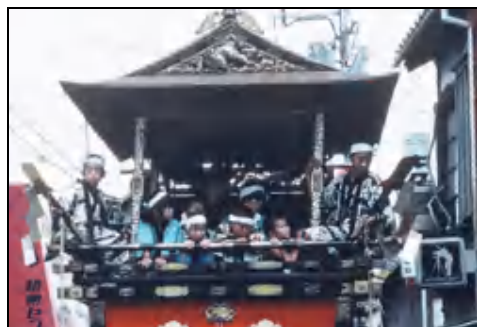
月日	行事名	場所	内容
1月14日	戸祝い	下根来、阿納、新保	地区の子供達が、家内安全や豊作の願いが込められた歌を口ずさみながら「戸祝い棒」で家々の戸をたたいてまわる
3月2日	お水送り	神宮寺、鶴の瀬(下根来)	奈良・東大寺二月堂のご本尊にお供えする關伽水(あかすい)を送る奈良時代から伝わる神事
4月上旬	手杵祭	加茂神社(矢代)	平安時代から伝わる県無形民俗文化財「てぎねまつり」殺害された王女の霊を慰め、村の平安を祈願する奇祭(H17年度より休止)
4月中旬(指定年)	和久里壬生狂言	西方寺(和久里)	子の年、午の年に行われる(次は2008、2014年)「宝篋(ほうきょう)印塔」の7年供養祭として奉納(国選択無形民俗文化財)
5月2~3日	お城祭り	小浜神社(城内)	470年の歴史を誇る県無形民俗文化財・雲浜獅子、大太鼓の奉納
5月5日	王の舞	椎村神社(若狭)	獅子退治の様子を演じた玉の舞を奉納し、厄除けを行う。県無形民俗文化財の指定を受けている。
6月30日~7月1日	すり鉢くぐり	法雲寺(四分一)	すり鉢の上に艾を焚いてその下をくぐり中風よけまじないを行う
7月中旬	祇園祭り	広峰神社(千種)	3基の御輿が海を渡る、500年以上の歴史を誇る祭礼。御輿の宮入、鎌鉾取りでクライマックス
8月上旬	箸まつり	箸のふるさと館(福谷)	使い古した箸の供養や実演等が行われる。全国の塗箸生産8割を占める若狭塗の里ならではの行事
8月上旬	虫送り	宮川	太鼓、鉦、松明で田畑の害虫を追い払い、豊作を祈願する伝統行事。
8月中旬	六斎念仏	西相生、奈胡	節をつけて踊る念仏。悪鬼を慰め、救われるという。(県無形民俗文化財)
8月23日	地藏盆	市内全域、特に西津	地藏を清め、化粧して供養する子供の行事
8月下旬	松あげ、火まつり	南川流域	籠に火種を放り上げて家内安全、豊作を祈願
9月中旬	放生祭	八幡神社(男山)	300年続く若狭地方の最大の祭り。御輿、山車、神楽、大太鼓等、多彩な出し物で賑わう。(県無形民俗文化財)
10月上旬	遠敷祭り	若狭一宮(池田)	伝統の大太鼓を打ちながら地区を練り歩き、五穀豊穡を祈願して『若狭一宮太鼓』を奉納



写真—お水送り



写真—お城祭り



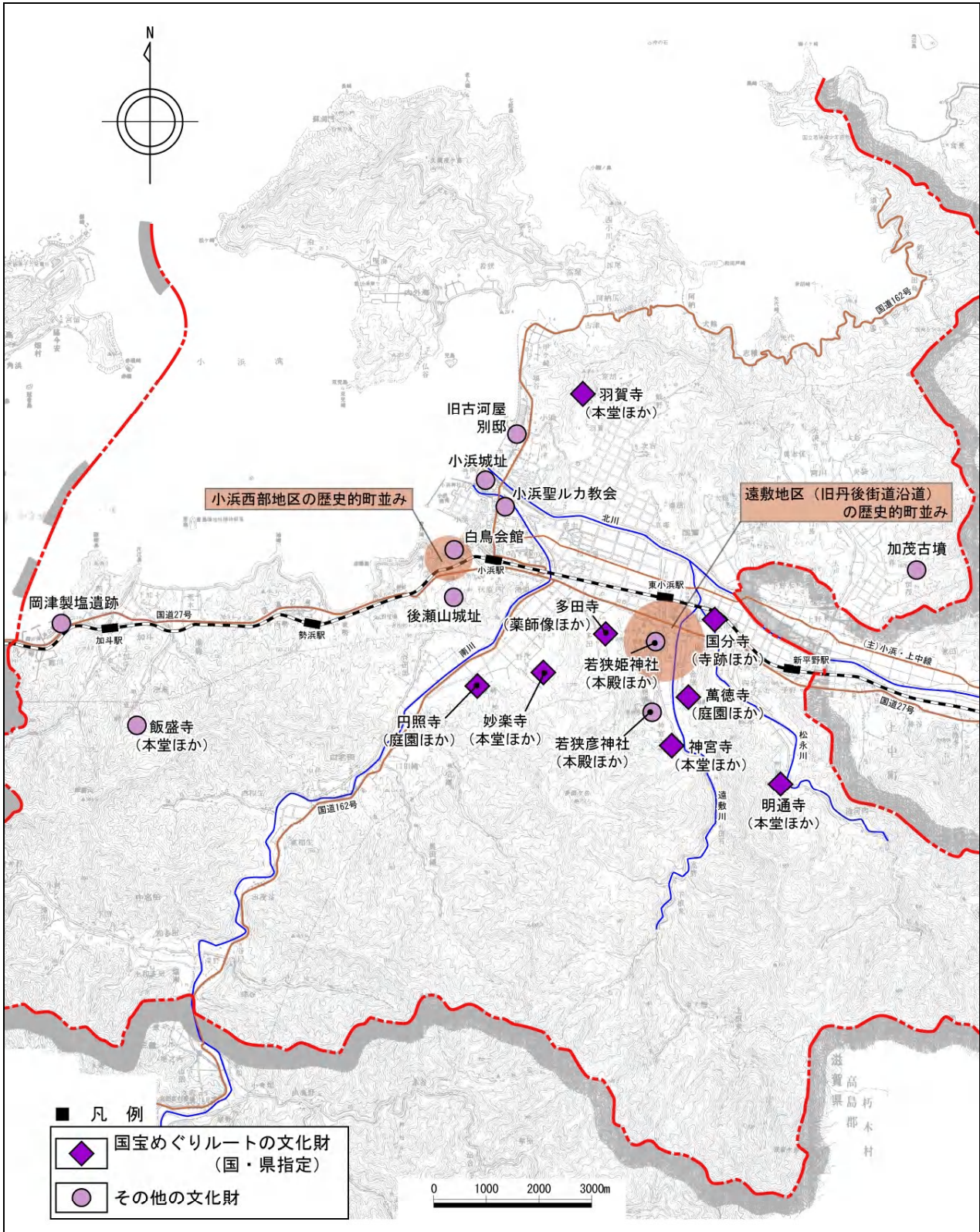
写真—放生祭



写真—祇園祭り



■ 代表的な歴史的景観要素の分布状況図



### 3-1-5 法規制等

#### (1) 都市計画法による規制

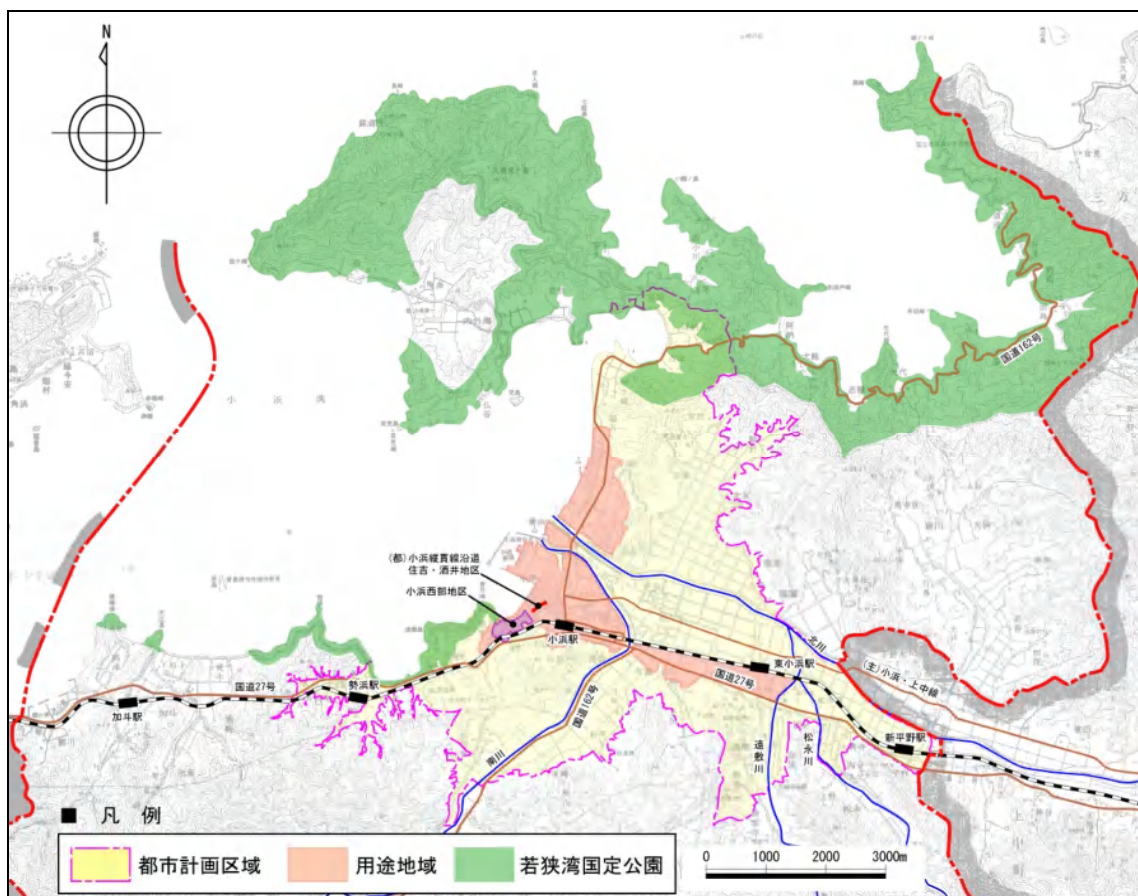
- ・小浜市では、平野部のほぼ全域が都市計画区域に指定されています。
- ・JR小浜駅周辺からJR東小浜駅周辺にかけて形成されている市街地は、用途地域の指定がなされ、土地利用の規制・誘導が行われています。

#### (2) 自然公園法による規制

- ・小浜市の海岸線は、若狭湾国立公園に指定されており、自然環境を改変する各種の行為が要許可行為として規制されています。

#### (3) その他の法規制等

- ・小浜市では、歴史的文化遺産を活かしたまちづくりを進めるにあたり、市独自で景観形成地区を定め、伝統的建造物群保存地区保存条例を制定することによって、これらと一体をなす地域の環境保全に努めています。
- ・小浜西部地区においては、魅力あるまちづくりと市民の文化的向上に資するため、小浜市が定めた景観形成基準に適合するような建築行為等を行う者に対して歴史的景観形成助成金を交付する事業を実施しています。
- ・(都)小浜縦貫線の街路事業とあわせた良好な沿道町並み景観の創出に向けて、住吉・酒井地区では、まちづくり協定が締結されています。また、隣接するいづみ町地区でも街路事業が予定されており、良好な沿道景観の形成が課題となっています。





## 3-2 景観計画区域の設定

### 3-2-1 景観計画区域の要件

景観法および景観法運用指針において、景観計画の対象となる景観計画区域の要件は、以下のように定められています。

#### ■ 景観計画の対象となる土地の区域の要件

都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画を定めることができる。

区域	要件
①現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的なまちなみが維持されている場合</li> <li>・田園や集落が伝統的な景観を維持している場合</li> <li>・良好な自然的景観と周辺の市街地や集落が一体的な景観を形成している場合</li> <li>・都市の中心業務・商業地区等で、良好な建築物群が集積している場合</li> <li>・道路や河川等の公共施設と周辺のまちなみ、自然環境その他の土地利用が一体となって良好な景観を形成している場合</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
②地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の自然的環境、歴史的環境、文化的由来、地域の建築物や工作物の用途構成又は形態意匠の状況といった市街地環境又は集落環境及びその周辺の農地や森林等の状況からみて、現在必ずしも良好な景観を形成しているとはいえない状況であっても、今後地域特性に応じた良好な景観を形成していく必要がある場合</li> </ul>
③地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅、空港等の交通結節点、庁舎等の公的施設、観光施設又は観光案内・支援施設、拠点的なスポーツ施設、公園、緑地その他の公共施設、劇場等の文化施設、地域交流施設等の周辺において、その地域の特性を活かした良好な景観形成が、観光その他の交流の促進に資する場合等</li> </ul>
④住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面整備事業が行われる土地の区域</li> <li>・中心市街地等の都市再生のための各種事業が行われる土地の区域</li> <li>・臨海部等の土地利用転換事業が行われる土地の区域</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
⑤地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物又は工作物の立地動向、土地の形質の変更又は屋外における土石の堆積等の土地利用動向、農業又は林業の施業動向等からみて、今後景観を阻害する要因が増え、不良な景観となるおそれがある場合を指すもの</li> <li>・沿道サービス施設の立地が進むバイパス道路の沿道の土地の区域 等</li> </ul>

### 3-2-2 小浜市における景観計画区域の設定

「3-1 前提条件の整理」と「3-2-1 景観計画区域の要件」を踏まえて、小浜市における景観形成のためのルールづくりを行う上で必要かつ十分な区域として、小浜市全域（海面を除く）を景観計画区域として設定します。

#### (1) 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域

要件	対象となる区域
①歴史的なまちなみが維持されている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小浜西部地区</li> <li>・旧丹後街道沿道地区</li> </ul>
②田園や集落が伝統的な景観を維持している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠敷・松永地区（歴史的社寺等の歴史文化資源とその周辺）</li> </ul>
③良好な自然的景観と周辺の市街地や集落が一体的な景観を形成している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平野部や谷あいの集落と農地</li> <li>・漁村集落</li> <li>・里山</li> <li>・山地</li> <li>・若狭湾国定公園</li> </ul>
④都市の中心的な業務・商業地区等で、良好な建築物群が集積している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当無し</li> </ul>
⑤道路や河川等の公共施設と周辺のまちなみ、自然環境その他の土地利用が一体となって良好な景観を形成している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北川、南川等の平野部や山間を流れる河川</li> </ul>

#### (2) 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域

要件	対象となる区域
①地域の自然的環境、歴史的環境、文化的由来、地域の建築物や工作物の用途構成又は形態意匠の状況といった市街地環境又は集落環境及びその周辺の農地や森林等の状況からみて、現在必ずしも良好な景観を形成しているとはいえない状況であっても、今後地域特性に応じた良好な景観を形成していく必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既成市街地</li> </ul>

- (3) 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの

要件	対象となる区域
① 駅、空港等の交通結節点、庁舎等の公的施設、観光施設又は観光案内・支援施設、拠点的なスポーツ施設、公園、緑地その他の公共施設、劇場等の文化施設、地域交流施設等の周辺において、その地域の特性を活かした良好な景観形成が、観光その他の交流の促進に資する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J R 小浜駅周辺地区（駅前商店街等）</li> <li>・ J R 東小浜駅周辺地区</li> <li>・ 小浜新港周辺地区</li> </ul>

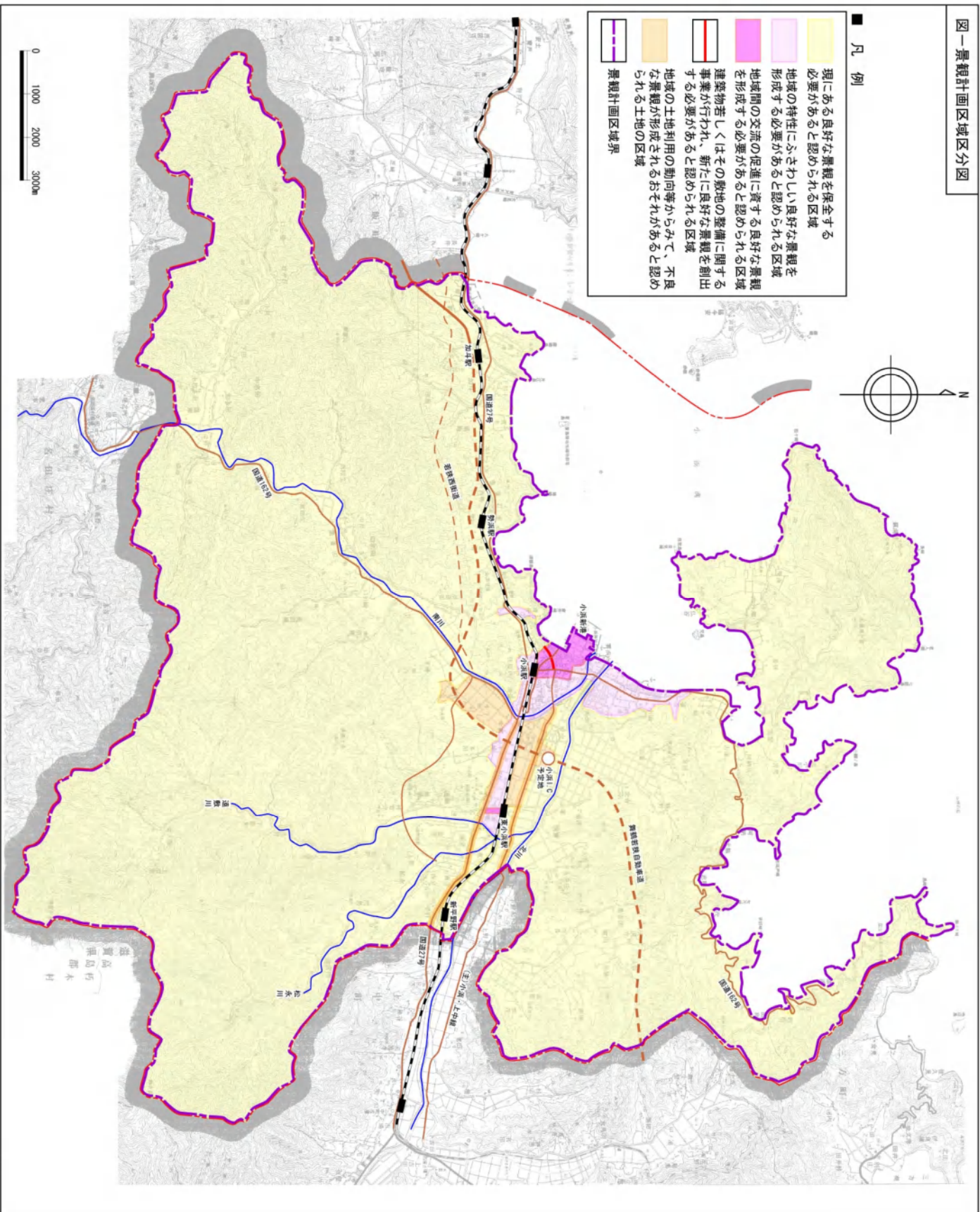
- (4) 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの

要件	対象となる区域
① 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面整備事業が行われる土地の区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (都)小浜縦貫線沿道地区 (住吉・酒井地区～いづみ町地区)</li> </ul>
② 中心市街地等の都市再生のための各種事業が行われる土地の区域	
③ 臨海部等の土地利用転換事業が行われる土地の区域	

- (5) 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域

要件	対象となる区域
① 建築物又は工作物の立地動向、土地の形質の変更又は屋外における土石の堆積等の土地利用動向、農業又は林業の施業動向等からみて、今後景観を阻害する要因が増え、不良な景観となるおそれがある場合を指すもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規機能導入地区</li> <li>・ 農地(住宅地等のミニ開発が見られる区域)</li> </ul>
② 沿道サービス施設の立地が進むバイパス道路の沿道の土地の区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道 27 号沿道地区</li> <li>・ (主)小浜・上中線沿道地区</li> </ul>

図一 景観計画区域区分図





## 第4章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

### 4-1 景観づくりの基本理念と基本方針

小浜市は、国定公園の指定を受けた美しい海岸線、市街地景観の遠景となる緑豊かな山々、人々の生活に潤いと安らぎを与える河川等の水辺景観等、豊かな自然と文化的景観に恵まれた都市となっています。

また、古くから大陸や朝鮮半島、そして京の都と深くつながってきた小浜には、その繁栄の名残を今に伝える数多くの社寺や文化財、情緒ある町並みや伝統行事等の歴史的景観が大切に受け継がれており、小浜市民の郷土に対する誇りや愛着の源となっています。

さらに小浜市では、世界遺産暫定リスト登載に向けた取り組みや、「御食国」としての歴史を活かした食のまちづくり等のプロジェクトが鋭意進められる等、市民の知恵で魅力ある都市景観の創出がはじまりつつあります。

このような小浜市の景観特性を踏まえた上で、次のような景観づくりの基本理念と基本方針を掲げます。

#### ■ 景観づくりの基本理念

自然・歴史・文化のいきづく風景都市 若狭おばま

#### ■ 景観づくりの基本方針

基本方針① 水と緑に恵まれた美しい景観の保全・育成

基本方針② 小浜独自の歴史的景観や伝統文化の継承

基本方針③ 豊かな暮らしを支える魅力ある都市景観づくり

基本方針④ 市民・事業者・行政が協力して取り組む景観づくり

## 《基本方針①》 水と緑に恵まれた美しい景観の保全・育成

若狭湾国定公園に指定されたリアス式海岸、北川や南川等の河川、市街地の遠景をなす山地等、小浜市は豊かな自然景観に恵まれています。また、農地とその背後の山裾に位置する農村集落や棚田、入り江に点在する漁村集落等、美しい自然環境と調和しながら暮らしてきた人々の営みによる、文化的景観の要素もみられます。

これらの美しい景観は、海岸部～平野部～山地部にかけて変化に富んだ地形から構成される小浜市の特徴を象徴する景観となっています。

豊かな自然と人々の営みが織り成す景観は、「小浜らしさ」を印象付ける特色ある景観であるとともに、先人によって培われてきたかけがえのない景観であることから、今後とも市民共有の財産として大切に保全・育成していきます。



【若狭湾国定公園に指定された海岸線】



【緑豊かな山間部と田園風景】

## 《基本方針②》 小浜独自の歴史的景観や伝統文化の継承

港町、城下町として発展してきた歴史を持つ小浜市では、都との物流・交流を支えた鯖街道や丹後街道沿いにおいて、長い歴史を感じさせる風情ある町並み等の歴史的景観が残されています。また、飛鳥・奈良時代以降、若狭国の中心地として繁栄してきたことから、多種多様な文化財や寺院等が数多く残されており、今日では国宝めぐりとして小浜市の歴史観光を支える観光資源ともなっています。さらに、お水送りや放生祭等、古くから大切に受け継がれてきた数多くの伝統行事は、小浜市民の心象風景となるとともに、見る人に小浜市を印象づける特色ある景観となっています。

これらの長い歴史の中で育まれてきた小浜独自の特色ある景観は、うるおいや安らぎ、文化の薫りといった地域の人々の心に響く風景であるとともに、地域の誇りとなる市民共有の財産であることから、大切に守り育て、次の世代に継承していきます。



【風情ある歴史的な町並み（三丁町通り）】



【お水送り】

### 《基本方針③》 豊かな暮らしを支える魅力ある都市景観づくり

商業・業務施設や官公庁施設が集積するＪＲ小浜駅周辺や、多くの観光客が訪れる小浜新港周辺等は、「小浜の顔」となる重要な都市機能拠点であり、ＩＣ予定地周辺や幹線道路沿いも含めて、メリハリのあるシンボリックな都市景観づくりが課題となっています。また、市民にとって最も身近な生活空間である住宅地や集落地等においては、日常生活を演出する魅力的な都市景観づくりが課題となっています。

このような市民生活の場において魅力ある景観づくりを進めるためには、まず最初に市民一人ひとりが、身近な生活空間において「住み手の個性表現」としての景観づくりに自主的に取り組むことが大切になります。

このため、市民一人ひとりによる自由な景観づくりを促進するとともに、誰もが認める景観阻害要素の改善や、統一感のある町並み景観の創出等、地域コミュニティで協力して取り組む景観づくり（市民自らが考え、守るルールづくり等）を支援しながら、豊かな暮らしを支える魅力ある都市景観づくりを進めます。



【ＪＲ小浜駅周辺】



【小浜新港周辺】

### 《基本方針④》 市民・事業者・行政が協力して取り組む景観づくり

小浜市の貴重な自然景観や歴史景観の保全・育成、良好な都市景観の形成を進めるためには、そこに住み、生活する人が、景観に対する意識や評価、自覚を持つことが重要になります。

さらに、実際の取り組みを実効性のあるものにしていくためには、景観づくりに関わる市民・事業者・行政が連携し、目指すべき小浜市の将来像を共有しながら、継続的に景観づくりに取り組んでいくことが重要になります。

このため、小浜市景観計画の策定段階から市民や事業者、関係機関等、景観づくりに関わる各主体との連携を進めるとともに、小浜市における景観づくりの機運を高めながら、市民・事業者・行政が協力して取り組む景観づくりを進めます。



【ワークショップの様子】



【市民による花づくり運動】

## 4-2 区域全体の景観形成方針

### 4-2-1 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域

#### (1) 小浜西部地区

小京都としての歴史性に触れ合える情緒ある景観を大切に守り育てるとともに、小浜市を代表する観光拠点にふさわしい賑わいのある景観を育成するために、次のような取組みを進めます。

- ・ 歴史的建造物や歴史的寺社・仏閣の保存
- ・ 歴史的環境に配慮した統一感のある町並み景観の育成
- ・ 歴史性豊かな散策ルートの創出

#### (2) 旧丹後街道沿道地区

旧丹後街道沿いに残る歴史的な雰囲気が感じられる景観を大切に守り育てるために、次のような取組みを進めます。

- ・ 旧丹後街道沿いに残る歴史的建造物の保存・継承
- ・ 歴史的環境に配慮した統一感のある町並み景観の育成

#### (3) 遠敷・松永地区（歴史的社寺等の歴史文化資源とその周辺）

我が国を代表する歴史的遺産と周辺の緑豊かな自然景観が調和した情緒ある景観を大切に守り育てるために、次のような取組みを進めます。

- ・ 歴史的景観や自然景観を歩いて楽しめる散策ルートの創出
- ・ 歴史的環境と調和した統一感のある道路景観の育成

#### (4) 平野部や谷あいの集落と農地

集落とその周辺に広がる田園や山林が一体となった緑豊かな景観を、ふるさと小浜の原風景として大切に守り育てるために、次のような取組みを進めます。

- ・ 地区内の自然や特徴ある歴史文化資源を生かした潤いのある景観育成
- ・ 地区内の道路景観の美化、景観阻害要素の改善

#### (5) 漁村集落

美しい海岸線や周囲の山の緑といった自然景観と調和した集落地景観を、ふるさと小浜の原風景として大切に守り育てるために、次のような取組みを進めます。

- ・ 地区内の特徴ある歴史文化資源を生かした個性豊かな景観育成
- ・ 地区内の道路景観の美化、景観阻害要素の改善

## (6) 里山

市民が身近に触れ合える自然景観や豊かな生態系を有する里山を、小浜らしさを演出する貴重な景観要素として大切に守り育てるために、次のような取組みを進めます。

- ・雑木林やため池、豊かな生態系等の保全・育成

## (7) 山地

優れた歴史景観や自然景観を有する小浜の景観の遠景としての役割を果たす山地を、小浜らしさを演出する貴重な景観要素として大切に守り育てるために、次のような取組みを進めます。

- ・採石場等、景観阻害要素の改善
- ・優れた眺望点の保全・育成

## (8) 若狭湾国定公園

小浜の特徴を表す貴重な自然景観である若狭湾国定公園に指定された美しい海岸線や山の緑を大切に守り育てるために、次のような取組みを進めます。

- ・海岸景観の美化、景観阻害要素の改善
- ・優れた眺望点の保全・育成
- ・道路、海岸等、公共施設と周辺の調和の確保

## (9) 北川、南川等の平野部や山間を流れる河川

小浜市内を流れる河川は、潤いある景観を形成する貴重な要素として大切に守り育てるために、次のような取組みを進めます。

- ・水辺と触れ合える親水空間の育成
- ・河川景観の美化、景観阻害要素の改善
- ・優れた眺望点の保全・育成

## 4-2-2 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域

### (1) 既成市街地

J R 小浜駅周辺から J R 東小浜駅にかけて形成されている既成市街地において、小浜市の特性を生かしながら良好な都市景観の形成を進めるために、次のような取組みを進めます。

- ・ 既成市街地内の歴史文化資源を生かした個性豊かな景観育成
- ・ 地区内の道路景観の美化、景観阻害要素の改善
- ・ 空き店舗や空き家等の景観改善

## 4-2-3 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの

### (1) J R 小浜駅周辺地区（駅前商店街等）

小浜市の玄関としての役割を担う J R 小浜駅～商店街は、各種都市機能が集積し、多くの市民や観光客が集う場であることから、小浜市の玄関、都心にふさわしい「顔」としての魅力と賑わいのある景観の形成を進めるために、次のような取組みを進めます。

- ・ 小浜市のエントランス空間にふさわしい魅力ある景観育成
- ・ 商店街における空き店舗等の景観改善

### (2) J R 東小浜駅周辺地区

東小浜地区の中心地区であるとともに、歴史的寺社・仏閣を巡る観光地である遠敷・松永地区への玄関としての役割も担う地区であることから、小浜市の歴史・風土が感じられる魅力ある景観の形成を進めるために、次のような取組みを進めます。

- ・ 東小浜駅から鶴の瀬までの区間における統一感のある道路景観の育成

### (3) 小浜新港周辺地区

「若狭フィッシャーマンズワープ」や「御食国若狭おばま食文化館」等の観光拠点施設が集積し、多くの観光客が訪れていることから、美しい海辺と触れ合える海洋性観光レクリエーション拠点にふさわしい魅力と賑わいのある景観の形成を進めるために、次のような取組みを進めます。

- ・ 統一感のある道路景観の育成
- ・ 地区内の美化、景観阻害要素の改善

#### 4—2—4 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの

##### (1) (都)小浜縦貫線沿道地区(住吉・酒井地区～いづみ町地区)

住吉・酒井地区～いづみ町地区では、(都)小浜縦貫線沿道の拡幅整備が予定されていることから、街路事業とあわせて新たに統一感のある良好な町並み景観を創出するために、次のような取組みを進めます。

- ・住吉・酒井地区において締結されているまちづくり協定に沿った沿道建築物の建て替えや修景による良好な町並み景観の創出
- ・住吉・酒井地区の次に街路事業が予定されているいづみ町地区における街路事業と合わせた良好な町並み景観の創出

#### 4—2—5 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域

##### (1) 新規機能導入地区

沿道サービス施設が進み、今後とも工場等の誘致が予定されている新規機能導入地区において、秩序ある景観形成を進めるために、次のような取組みを進めます。

- ・周辺景観と調和の取れた良好な景観形成に向けた規制・誘導の実施
- ・大規模構造物となる舞鶴若狭自動車道の道路本体における周辺景観との調和の確保

##### (2) 農地(住宅地等のミニ開発が見られる区域)

住宅地等のミニ開発が見られる市街地に隣接する農地において、周辺の田園景観や自然景観との調和した景観形成を進めるために、次のような取組みを進めます。

- ・周辺景観と調和の取れた良好な景観形成に向けた規制・誘導の実施

##### (3) 国道27号・(主)小浜・上中線沿道地区

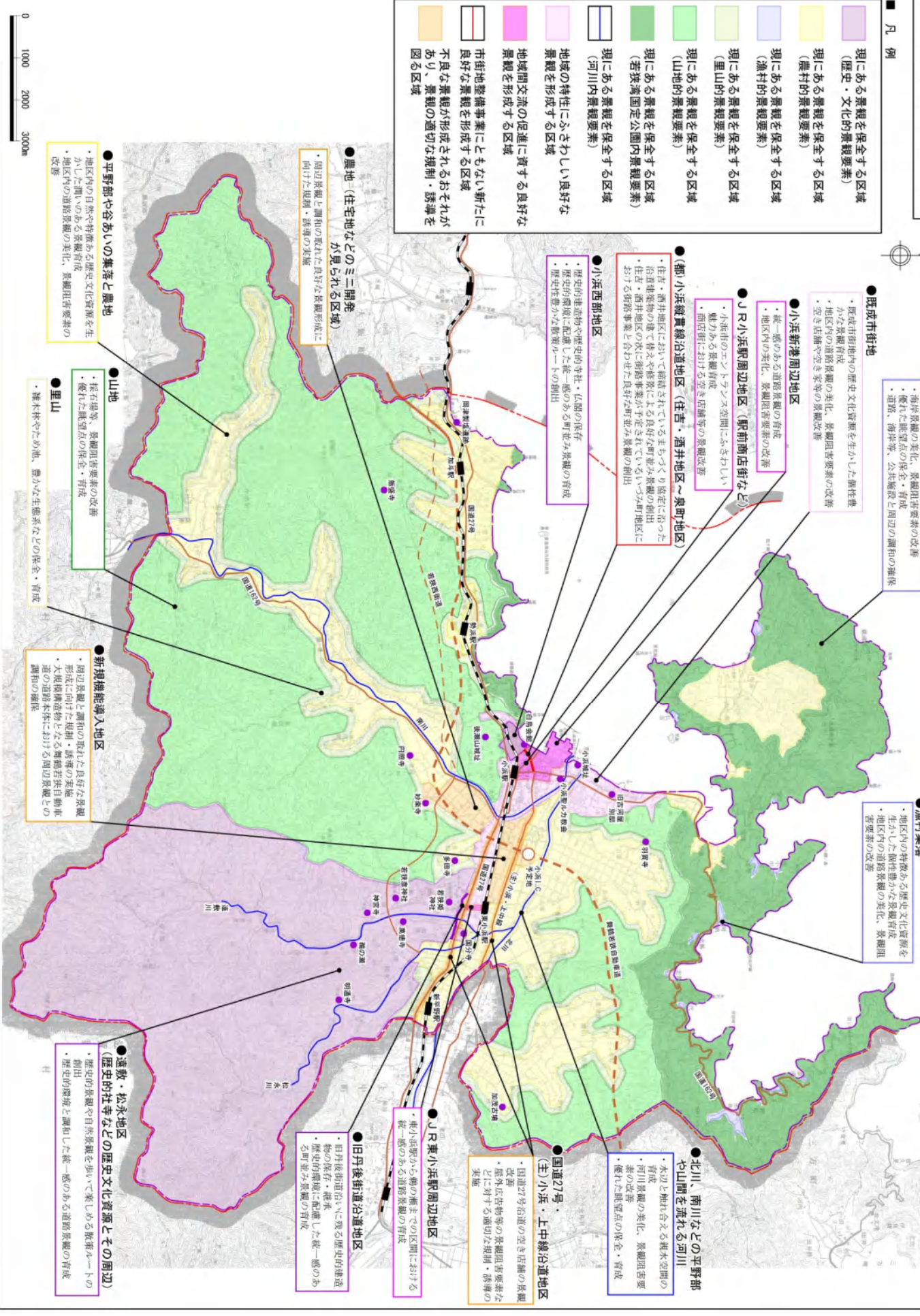
小浜市街地へのアプローチ軸にふさわしい統一感のある景観形成を進めるために、次のような取組みを進めます。

- ・国道27号沿道の空き店舗の景観改善
- ・屋外広告物等の景観阻害要素等に対する適切な規制・誘導の実施



図一 区域全体の景観形成方針図

- 凡例
- 現在ある景観を保全する区域 (歴史・文化的景観要素)
  - 現在ある景観を保全する区域 (農村的景観要素)
  - 現在ある景観を保全する区域 (漁村的景観要素)
  - 現在ある景観を保全する区域 (里山の景観要素)
  - 現在ある景観を保全する区域 (山地的景観要素)
  - 現在ある景観を保全する区域 (若狭湾国定公園内景観要素)
  - 現在ある景観を保全する区域 (河川内景観要素)
  - 地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する区域
  - 地域間交流の促進に資する良好な景観を形成する区域
  - 市街地整備事業にともない新たに良好な景観を形成する区域
  - 不良な景観が形成されるおそれがあり、景観の適切な規制・誘導を図る区域



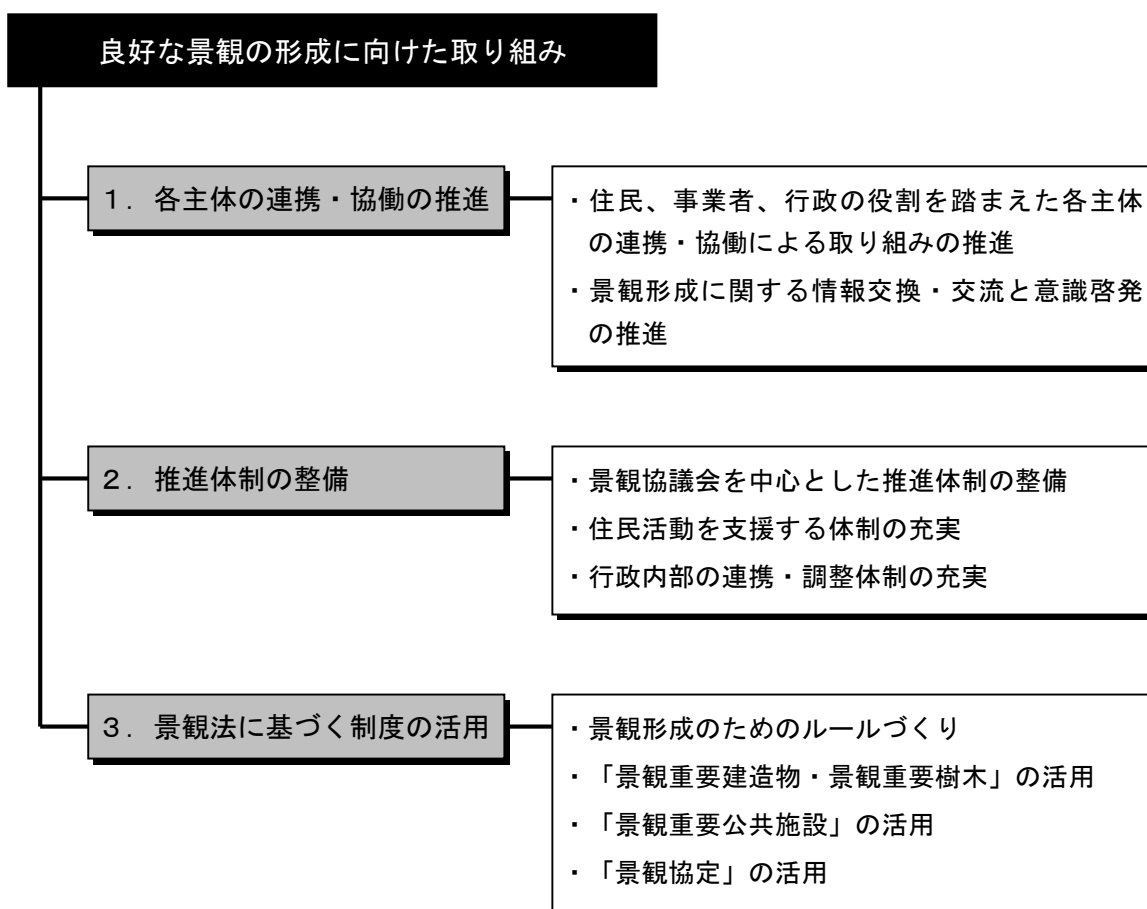


### 4-3 良好な景観の形成に向けた取り組みの方針

良好な景観の形成を効果的に進めていくためには、行政・市民・事業者が、お互いに役割を分担し、一体となって推進することが必要です。

これらを踏まえ、小浜市における良好な景観の形成に向けた取り組みの方針を以下に示します。

#### ■ 良好な景観の形成に向けた取り組みの体系



### 4-3-1 各主体の連携・協働の推進方針

景観は、そこで生活する人々の営みの積み重ねによって形づくられるものであることから、良好な景観の形成を進めるためには、市民、事業者、行政が適切な役割分担のもとに連携・協働しながら、各種施策に取り組む必要があります。

また、景観づくりを進めていくためには、市民、事業者、行政がお互いに協力しながら、景観に関する情報交換・交流や学習・意識啓発等に継続的に取り組むことが重要になります。

このため、次のような取り組みを進めます。

#### (1) 各主体の役割分担

主体	役割
市民	<p>市民は、自身の主体的な活動が小浜市の景観づくりに果たす役割が大きいことを踏まえて、積極的に景観づくりに参加することが期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自己の建物や敷地における個性表現や環境美化・緑化等、自発的な活動の推進</li> <li>●景観協定等、一体的な町並み景観の形成に向けた活動への参加</li> <li>●NPOやボランティア等、地域の景観づくりの担い手としての活動</li> <li>●小浜市の景観に関する計画策定への参画、小浜市の景観づくりの目標や取り組み方針の検討、目指すべき将来像の実現に向けた共通認識の醸成等</li> </ul>
事業者	<p>事業者は、その事業活動が小浜市の景観づくりに果たす役割が大きいことから、市民と同様に地域社会の一員として地域の景観づくりに積極的な役割を果たすことが期待されます。</p> <p>さらに、道路や河川、電気通信施設等、景観づくりに大きな影響を及ぼす都市基盤の整備に係わる専門家においては、それぞれの分野でより積極的な役割を果たすことが期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●小浜市の景観に関する計画策定への参画、小浜市の景観づくりの目標や取り組み方針の検討、目指すべき将来像の実現に向けた共通認識の醸成</li> <li>●自己の建物や敷地における環境美化や緑化等、自発的な活動の推進</li> <li>●大規模工場や屋外広告物等、規模の大きな建築物や工作物における周辺環境との調和の確保</li> <li>●基盤整備に係わる専門家については、景観に配慮した都市基盤の設計・施工等の実施等</li> </ul>
行政	<p>行政は、小浜市の景観づくりに関する総合的な施策を講じ、市民・事業者の活動を支援するとともに、民間のモデルとなるような先導的な役割を担うことが期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民や事業者等との連携・協働に基づく小浜市の景観に関する計画策定</li> <li>●小浜市の景観づくりの目標や取り組み方針の普及・啓発</li> <li>●国、県、市等が行う公共事業等において民間のモデルとなる魅力的な景観の創出</li> <li>●良好な景観形成に対する市民意識の向上に向けた普及・啓発</li> <li>●景観について学ぶ場や機会の提供</li> <li>●民間の景観づくりの活動や合意形成の支援</li> <li>●地域リーダーの養成等</li> </ul>

## (2) 景観形成に関する情報交換・交流と意識啓発

### ① ホームページ、パンフレット等によるPR

小浜市のホームページ等を活用し、優れた景観資源や景観に関する取組み、運動の状況を紹介します。特に本計画の内容については、パンフレットの作成等で、市民の理解と協力を促します。

### ② シンポジウムの開催

景観に関連したシンポジウムや出前講座を開催し、市民の景観に対する関心を高めます。シンポジウムでは、学識経験者や専門家の議論ばかりでなく、地域活動家からの体験報告等も交え、景観を身近に感じられるような内容になるよう配慮します。

### ③ まち歩きやワークショップの開催

市民自らが、地域の景観や町並みについて点検や見直しをするため、まち歩きやワークショップを必要に応じて企画、実施します。



【まち歩きの様子】

### ④ 表彰制度「小浜まち景観賞」の継続

魅力ある若狭小浜のまちづくりを目的として、平成7年度から実施されている「小浜まち景観賞」は、周囲と調和のとれた優れた建造物、地域周辺環境の維持向上に努めている個人や団体を表彰するものです。

今後も、市民の景観づくりに対する努力を奨励するために、景観に配慮した建築物や地域活動団体等に対する表彰を継続的に実施します。

### ⑤ 景観づくり教育の検討

小浜らしい景観づくりの意義や役割について子供たちに伝えるため、学校教育の一環として景観に関する教育の方法を検討していきます。

さらに、子供たちの豊かな感性や発想を小浜市の景観づくりに取り入れるような取組みについても検討します。

### 4-3-2 推進体制の整備方針

小浜市景観計画を着実に実現していくためには、市民、NPO、事業者、行政等といった景観づくりの主体が合意形成を図りながら、景観計画を進めていく必要があります。

さらに、行政内部においても、景観施策に関する部門間の連絡・調整を図り、新しい行政課題に対しても、柔軟な思考と企画力で対応できる体制が必要です。

このため、次のような推進体制を整えます。

#### (1) 景観協議会を中心とした推進体制の整備

良好な景観の形成を着実に進めるためには、小浜市の景観形成に関わる様々な主体が参加し、景観に関するルールづくり等、良好な景観の形成に関する協議を行う場が必要となります。このため、景観計画策定後に景観計画の推進に向けた課題解決を図る場として、景観法に基づく「景観協議会」を組織します。

具体的には、小浜市景観審議会を基本に、市民や事業者の代表、さらに市内外の専門家等を加えながら、小浜市景観計画の推進に関する協議、および小浜市全体の景観に関する協議を行う場となる「小浜市景観協議会（仮称）」を組織します。

さらに、地区ごと、課題ごとに個別の協議の場が必要と判断される場合は、それぞれの地区や課題の関係者により構成される個別の景観協議会を設置する等、状況に応じた推進体制の整備が図れるように柔軟に対応します。

#### (2) 住民活動を支援する体制の充実

住民活動を積極的に支援していくために、景観関連の担当課において、景観づくり活動に対する情報提供や相談窓口体制の整備等、住民活動を支援する体制づくりを推進します。

さらに、小浜市の良好な景観の保全・形成に関して、様々な活動を行うNPO法人や公益法人等の団体については、その組織や活動の状況等を踏まえた上で、景観法に基づく「景観整備機構」に位置づけ、住民主導の持続的な取り組みを支援します。

#### (3) 行政内部の連携・調整合体制の充実

景観行政の推進にあたっては、県の景観担当部局との積極的な連携・調整を図りつつ、適切な役割分担のもとに効率的かつ効果的な景観施策を展開します。

また、国・県・市の関係各課で取り組む事業・施策に関して、良好な景観形成に向けた部門間の連絡・調整を行います。

#### ■ 一体的に検討することが必要な関連する施策（参考資料：国土交通省ホームページ）



### 4-3-3 景観法に基づく制度の活用方針

良好な景観の形成を進めるためには、みんなで守る共通ルールを定めたり、貴重な景観資源を大切に守り育てたりする取り組みを、継続的に続けていくことが必要となります。

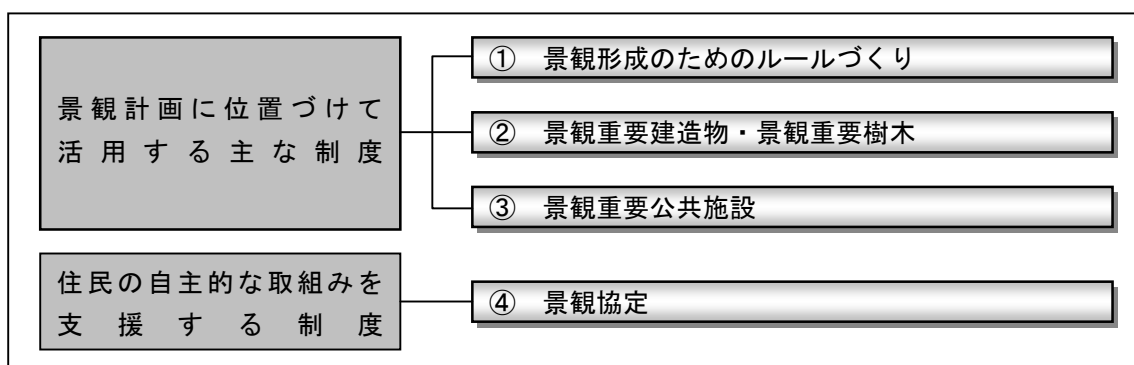
これまで景観づくりに取り組んできた先進の地方公共団体では、法律に基づかない自主的な条例や要綱等によって、良好な景観づくりの取り組みを進めてきました。

しかし、このような地方公共団体による取り組みが進む一方で、その限界も指摘されてきました。理由としては、条例を支える法律の根拠がないため、自主条例に基づく行為の届出勧告等のソフト的な手法が強制力を持たないこと等が挙げられます。そこで、必要な場合に一定の強制力が行使できるような法制度の創設が求められていました。

これらのことを背景として、平成17年に創設された景観法では、景観づくりをサポートする様々な支援制度が用意されました。

小浜市では、地元住民の意向を尊重した上で、次のような景観法に基づく支援制度を積極的に活用し、市民、事業者、行政が連携・協力しながら、良好な景観の形成に向けた取り組みを進めます。

#### ■ 景観法に基づく主な制度



#### (1) 「景観形成のためのルールづくり」の活用方針

本制度は、景観計画区域内における建築物の建築等に対する「届出制度」を基本として、緩やかな景観づくりのコントロールを行うものです。

景観計画においては、どのような行為がどのような規制を受けるか事前に明示するために、「届出対象行為」及びそれぞれの届出対象行為ごとの「景観形成基準」を定めます。

また、このような届出制度に一定の強制力を持たせるために、届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、罰則の対象となります。

## (2) 「景観重要建造物・景観重要樹木」の活用方針

本制度は、地域の景観づくりのシンボルとなっている建造物や樹木等の景観要素を大切に守り育てていくための制度です。

景観重要建造物や景観重要樹木に指定されると、建物の建て替えや改築、取り壊し、樹木の伐採や移植等、地域の景観に影響が生じる行為が制限されながら、建造物や樹木の保存が図られることとなります。また、建築規制の緩和や相続税の優遇措置等が実施されます。

小浜市では、地域住民の意見を十分に尊重しながら、地域の貴重な景観資源の保存に取り組んでいきます。

## (3) 「景観重要公共施設」の活用方針

景観計画の内容と調和の取れた景観形成を進めるために、景観計画区域内の景観上重要な公共施設（道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等）について、景観に配慮した整備を行うための制度です。

市街地の中を走る道路整備と周辺のまちづくりを一体的に行うことで、街の雰囲気づくりに相乗効果が出てくるケース等、新たな魅力づくりが進むケースが想定されることから、小浜市の主要な公共施設を中心に本制度の積極的な活用に取り組んでいきます。

## (4) 「景観協定」の活用方針

住民合意によるきめ細やかな景観に関するルールづくりを行う制度として、景観協定制도가あります。

景観は、そこで生活する人々の営みの積み重ねによって形づくられるものであることから、良好な景観の形成を進めるためには、市民、事業者、行政がお互いに協力しながら、景観に関する情報交換・交流や学習・意識啓発等に継続的に取り組むことが重要になり、特に住民の皆さんは景観づくりの主役として、景観づくりへの自主的・積極的な参加が求められます。

景観協定は、景観区域内の一団の土地の所有者等の全員合意により結ばれた、良好な景観の形成に関する協定です。住民の方が主体となって、景観に関するルールを定め、運用し、自分たちで守っていくことによって、良好な町並み景観の形成が期待されます。また、今回創設された景観法では、景観協定を小浜市が認定することによって、法的な位置づけを持ったルールとすることができるようになりました。

このように景観協定は、良好な景観づくりを実現する身近なまちづくりの道具であり、住民発意のまちづくりのきっかけとなることが期待されています。

小浜市では景観協定等の制度を活用しながら、アドバイザーの派遣や研修会の開催等の人的支援を中心にして、住民の自主的な景観づくりの取り組みを積極的に支援していきます。

### ■ 景観協定の特徴

- 土地所有者等の合意により自主的に協定
- 第三者に譲渡されても有効
- 建築物や緑のほか、ソフトな部分まで含めて景観に関する様々な事柄を定めることが可能

■ 参考資料：協定による良好な景観形成の事例（景観法創設以前の自主的な協定に基づく事例）



福島県越前市「蔵の辻」



石川県金沢市「主計町茶屋街」

■ 参考資料：景観法に基づく制度の仕組み（出展：国土交通省ホームページ）



## 第5章 景観形成のためのルールづくり

(景観法第8条第2項第3号 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項)

### ■ 基本的な考え方

景観計画区域内では、新たに建物を建設する場合等に届け出が必要となり、配慮すべき建物の形や色、デザイン等、景観の基準を自治体が定めることとなります。

このため本章では、どのような行為がどのような規制を受けるか事前に明示するために、「届出対象行為」及びそれぞれの届出対象行為ごとの「景観形成基準」を定めます。

小浜市では、これまで景観に関する基準がなく、今回のような制度は初めてとなることから、最初は緩やかな景観形成基準から始めて、より厳しい基準の必要性が高まった段階で、具体的な数値基準等を定めていくような「段階的な運用」を進めていきます。

最初の景観形成基準としては、良好な景観の実現に向けて、市民の理解と協力が欠かせないことから、届出が必要となる建築物の施工主等との対話を重視しながら運用できる基準とする必要があります。このため、「目指すべき景観形成の方向性やあり方」を良好な景観形成に向けた取組みの第一段階における景観形成基準として定めます。

また、届出対象行為と景観形成基準の内容は、各地区の景観上の特性に応じて定められるべきものであると考えられることから、景観計画区域全体で一定の内容とするのではなく、地区ごとの特性を踏まえて景観形成のためのルールを定めることが適当と考えられます。このため、小浜市の景観特性を踏まえた上で、「景観計画区域全体（市域全体）」と「重点的に景観形成を図る地区」について、景観形成のためのルールを設定します。

### ■ 重点的に景観形成を図る地区





## 5-1 景観計画区域全体〔市域全体（後述の、重点的に景観形成を図る地区を除く）〕

良好な景観を形成する上で特に大きな影響を及ぼす規模の建築行為等を対象とした景観形成のためのルールとして、届出対象行為および景観形成基準を次の通り定めます。ただし、市長が小浜市景観審議会等の意見を聴いた上で認めるものについてはこの限りではありません。

### 5-1-1 届出対象行為

景観計画区域全体（重点的に景観形成を図る地区を除く）においては、景観に与える影響が大きいと考えられる行為（大規模な建築物の建築や工作物の建設、開発行為、土地の形質の変更）をする場合に届出をしていただきます。（一般的な住宅等は届出の対象となりません。）

届出対象行為の具体的な内容は次の通りです。

- ① 最高の高さ（建物の敷地（G L）からの高さ）が 10 メートル以上又は延べ面積が 500 平方メートル以上の建築物の新築、増築、改築若しくは移転。さらに前記の規模で外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、変更部分が見付面積の半分以上となるもの（以下「建築等」という。）
- ② 最高の高さが 10 メートル以上の工作物の新設、増築、改築若しくは移転。さらに前記の規模で外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、変更部分が見付面積の半分以上となるもの（以下「建設等」という。）
- ③ 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する 3000 ㎡以上の開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更）
- ④ 面積が 1000 ㎡以上、または、高さが 10m 以上かつ延長が 30m 以上の法面・擁壁を生じる土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更

#### ※適用除外となる行為

- ・ 市道以上の道路から容易に見通すことが出来ない行為
- ・ 小浜市伝統的建造物群保存地区保存条例第 4 条第 1 項の許可を受け、または同条例第 6 条の規定による協議もしくは同条例第 7 条の規定による通知をして行う行為

#### ※届出対象行為について

- ・ 届出対象行為のより詳しい内容（届出の時期や対象要件）は小浜市景観条例の中で定めています。
- ・ 届出は、他の法律による届出（建築確認等）とは別に提出していただく必要があります。

### ■ 対象となる建築物の事例



高さ 10m 以上の建築物の事例  
（働く婦人の家 小浜市大手町）



延べ面積 500 ㎡以上の建築物の事例  
（久須夜交流センター 小浜市阿納尻）

## 5-1-2 景観形成基準

景観計画区域全体〔市域全体（後述の、重点的に景観形成を図る地区を除く）〕においては、周囲との調和を図るための「目指すべき景観形成の方向性やあり方」を基準として設けます。

		景観形成基準
建築物の建築等及び工作物の建設等	規模及び位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観を阻害したり、突出した印象を与えたりしないよう、建築物及び工作物の規模及び位置に配慮する。</li> <li>・敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案して釣り合いよく配置する。</li> <li>・優れた眺望を有する眺望点の周囲では、対象となる景観資源への眺望を妨げないよう建築物及び工作物の規模及び位置に配慮する。</li> </ul>
	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、全体的に統一感のある形態・意匠とする。</li> <li>・優れた眺望を有する眺望点の周囲では、眺望点からの見え方に配慮するとともに、対象となる景観資源への眺望を妨げない形態・意匠となるよう配慮する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、低彩度の落ちついた色彩を基調とする。</li> <li>・勾配屋根を用いる場合は、建築物の壁面等に用いる色との調和に配慮し、明るさや鮮やかさを抑えた色を基本とする。</li> <li>・優れた眺望を有する眺望点の周囲では、対象となる景観資源との調和に配慮した色彩を基調とする。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮するとともに、長期間にわたって良好な景観を保つことができる素材を使用する。</li> <li>・金属やガラス等の光沢性のある素材を壁面等の大部分において使用する場合は、周辺の景観を阻害したり、浮き出した印象を与えたりしないよう配慮する。</li> </ul>
	敷地の緑化措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できる限り多くの緑を確保する。</li> <li>・植栽は、周辺の自然植生と調和した樹種及び配置となるよう配慮する。</li> </ul>
開発行為（土地の区画形質の変更）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圧迫感のある長大な法面及び擁壁が生じないよう形態や配置を工夫するとともに、壁面や前面への植栽等、周辺の景観との調和に配慮する。ただし、当該法面及び擁壁が道路等の公共空間から容易に望見できない場合は、この限りでない。</li> </ul>	
土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・跡地の整正を行なうとともに、周辺の自然植生と調和した緑化措置を講じる等、周辺の景観との調和に配慮する。ただし、当該跡地が道路等の公共空間から容易に望見できない場合は、この限りでない。</li> </ul>	

### ■事例

以下のような景観計画区域内の景観資源への優れた眺望を有する眺望点の周囲では、対象となる景観資源への眺望を妨げないよう建築物及び工作物の規模及び位置、形態・意匠に配慮するとともに、景観資源との調和に配慮した色彩を基調とするようにします。



蒼島



緑豊かな田園と山並み

## 5-2 重点的に景観形成を図る地区

建築行為等を対象とした景観形成のためのルールとして、届出対象行為および景観形成基準を次の通り定めます。ただし、市長が小浜市景観審議会等の意見を聴いた上で認めるものについてはこの限りではありません。

### 5-2-1 届出対象行為

重点的に景観形成を図る地区では、景観計画区域全体と比べて、より積極的に規制誘導を図る必要性が高いことから、全ての建築物及び工作物を対象とするとともに、開発行為や土地の形質の変更に加えて、木竹の伐採や屋外堆積物も届出の対象にします。(極小規模の適用除外案件を除く)

各地区の景観特性を踏まえた上で、必要と考えられる届出対象行為を次の通り定めます。

#### (1) 各地区の届出対象行為と個別要件

届出対象行為	各地区の個別要件			
	小浜西部地区	遠敷・松永地区	旧丹後街道沿道地区	J R小浜駅周辺地区 国道 27 号及び(主)小浜・上中線沿道地区
①建築物の建築等	延べ面積 10 m <sup>2</sup> 以上の建築物の新築、増築、改築若しくは移転(変更の場合は、変更部分が見付面積の半分以上(最低 10 m <sup>2</sup> 以上))		最高の高さが 10m以上、又は延べ面積が 500 m <sup>2</sup> 以上(変更の場合は変更部分が見付面積の半分以上)	
②工作物の建設等	見付面積が 10 m <sup>2</sup> 以上(変更の場合は、変更部分が見付面積の半分以上(最低 10 m <sup>2</sup> 以上))		最高の高さが 10m以上(変更の場合は変更部分が見付面積の半分以上)	
③開発行為(土地の区画形質の変更)	1000 m <sup>2</sup> 以上		3000 m <sup>2</sup> 以上	
④土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	面積が 500 m <sup>2</sup> 以上、又は高さが 5m以上かつ延長が 30m以上の法面・擁壁を生じるもの		面積が 1000 m <sup>2</sup> 以上、又は高さが 10m以上かつ延長が 30m以上の法面・擁壁を生じるもの	
⑤木竹の伐採	面積が 500 m <sup>2</sup> 以上		× (届出不要)	
⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	高さ 2m以上、又は面積が 500 m <sup>2</sup> 以上で期間が 90 日を超えるもの		高さ 3m以上、又は面積が 500 m <sup>2</sup> 以上で期間が 90 日を超えるもの	

#### ※適用除外となる行為

- ・市道以上の道路から容易に見通すことが出来ない行為
- ・小浜市伝統的建造物群保存地区保存条例第 4 条第 1 項の許可を受け、または同条例第 6 条の規定による協議もしくは同条例第 7 条の規定による通知をして行う行為\*

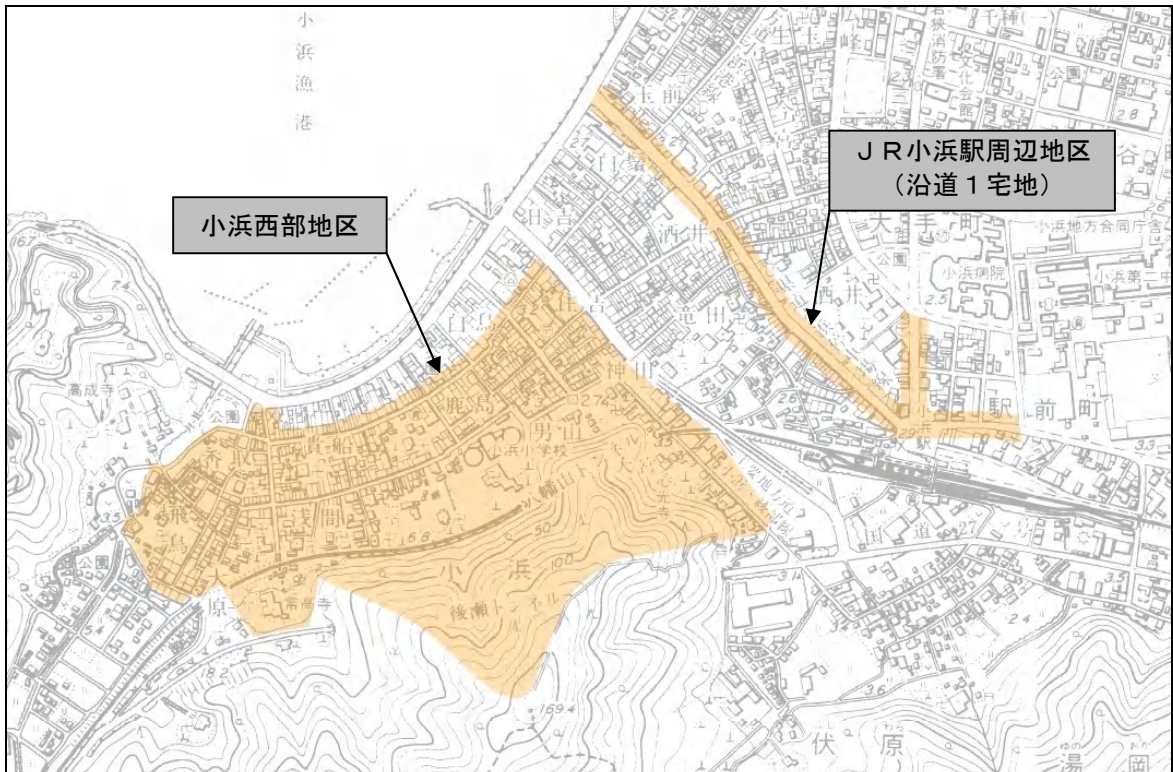
#### ※届出対象行為について

- ・届出対象行為のより詳しい内容(届出の時期や対象要件)は小浜市景観条例の中で定めています。
- ・届出は、他の法律による届出(建築確認等)とは別に提出していただく必要があります。



(2) 各地区の対象範囲

① 小浜西部地区、J R小浜駅周辺地区



② 遠敷・松永地区、旧丹後街道沿道地区







③ 国道 27 号及び(主)小浜・上中線沿道地区





## 5-2-2 景観形成基準

基本的に景観計画区域全体と同じ考え方ですが、小浜市の特徴的景観を大切に守り育てるために、当該地区の特性に応じた独自の基準を設けます。

### (1) 小浜西部地区

●印は、本地区独自の基準（景観計画区域全体の基準と比較）

		景観形成基準
建築物の建築等及び工作物の建設等	規 模 及 位 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観を阻害したり、突出した印象を与えたりしないよう、建築物及び工作物の規模及び位置に配慮する。</li> <li>・敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案して釣り合いよく配置する。</li> <li>●三丁町通りや旧街道の界隈に位置する建築物の高さ及び壁面の位置は、できる限り隣接する建築物に揃える等、歴史的景観や町並みの連続性に配慮する。</li> <li>●歴史的な社寺、史跡、文化財等の歴史的景観資源（以下「歴史的景観資源」という。）の周囲では、対象となる景観資源への視界を妨げないよう建築物及び工作物の規模及び位置に配慮する。</li> </ul>
	形 態 及 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、全体的に統一感のある形態・意匠とする。</li> <li>●三丁町通りや旧街道の界隈に位置する建築物は、できる限り木造、2階建て、平入り、瓦葺きの和風建築を基本とし、伝統的な建築様式（壁は白漆喰、外観はペンガラ塗り、出格子又は平格子を見せる外観等）に配慮した形態・意匠とする。</li> <li>●歴史的景観資源の周囲では、景観資源と協調性のある形態・意匠を取り入れる等、対象となる景観資源との調和に配慮する。</li> <li>●三丁町通りや旧街道の界隈及び歴史的景観資源の周囲に位置する建築物の室外に設置された建築設備（空調室外機等）は、道路等の公共空間から容易に望見できない位置に設置するか、もしくは当該設備が直接露出しないような修景措置を講じる。</li> <li>●明治初期から昭和前期までに建てられた土塀、板塀、石垣、石橋、鳥居、灯籠等の歴史的景観を構成する工作物は、伝統的な形態・意匠の維持・保全に努める。</li> </ul>
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、低彩度の落ちついた色彩を基調とする。</li> <li>・勾配屋根を用いる場合は、建築物の壁面等に用いる色との調和に配慮し、明るさや鮮やかさを抑えた色を基本とする。</li> <li>●三丁町通りや旧街道の界隈に位置する建築物は、歴史的な町並み景観を保全・育成するため、伝統的な建築様式に配慮した色彩を基調とする。</li> <li>●歴史的景観資源の周囲では、対象となる景観資源が映える景観を形成するため、景観資源と協調性のある色彩又はそれらよりも低彩度の色彩を基調とする。</li> </ul>
	素 材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮するとともに、長期間にわたって良好な景観を保つことができる素材を使用する。</li> <li>・金属やガラス等の光沢性のある素材を壁面等の大部分において使用する場合は、周辺の景観を阻害したり、浮き出した印象を与えたりしないよう配慮する。</li> <li>●三丁町通りや旧街道の界隈に位置する建築物は、歴史的な町並み景観を保全・育成するため、伝統的な建築様式に配慮した素材を使用する。</li> <li>●歴史的景観資源の周囲では、対象となる景観資源との調和に配慮し、景観資源と協調性のある素材を使用する。</li> </ul>
	敷 地 の 緑 化 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できる限り多くの緑を確保する。</li> <li>・植栽は、周辺の自然植生と調和した樹種及び配置となるよう配慮する。</li> <li>●三丁町通りや旧街道の界隈及び歴史的景観資源の周囲に位置する屋外駐車場は、植栽等による修景措置を講じる等、歴史的景観や町並みの連続性に配慮する。</li> </ul>
開 発 行 為 (土地の区画 形質の変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圧迫感のある長大な法面及び擁壁が生じないよう形態や配置を工夫するとともに、壁面や前面への植栽等、周辺の景観との調和に配慮する。ただし、当該法面及び擁壁が道路等の公共空間から容易に望見できない場合は、この限りでない。</li> </ul>	
土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・跡地の整正を行なうとともに、周辺の自然植生と調和した緑化措置を講じる等、周辺の景観との調和に配慮する。ただし、当該跡地が道路等の公共空間から容易に望見できない場合は、この限りでない。</li> </ul>	
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史的な景観資源と一体となって良好な景観を形成している樹林等は、適切に維持・管理されるよう配慮する。</li> </ul>	
屋外における物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>●三丁町通りや旧街道の界隈及び歴史的景観資源の周囲では、道路等の公共空間から容易に望見できない位置に集積又は貯蔵するか、もしくは容易に望見できないよう敷地外周部等に植栽等による修景措置を講じる。</li> </ul>	

## ■事例

三丁町通りや旧街道の界隈に位置する建築物の高さ及び壁面の位置は、できる限り隣接する建築物に揃える等、歴史的景観や町並みの連続性に配慮します。



三丁町通りの歴史的町並み

三丁町通りや旧街道の界隈に位置する建築物は、できる限り木造、2階建て、平入り、瓦葺きの和風建築を基本とし、伝統的な建築様式（壁は白漆喰、外観はベンガラ塗り、出格子又は平格子を見せる外観等）に配慮した形態・意匠、色彩や素材とします。



伝統的な建築様式に配慮した事例  
(歴史的景観形成助成金の活用)

三丁町通りや旧街道の界隈及び歴史的景観資源の周囲に位置する建築物の室外に設置された建築設備（空調室外機等）は、道路等の公共空間から容易に望見できない位置に設置するか、もしくは当該設備が直接露出しないような修景措置を講じます。



空調室外機を修景した事例  
(小浜地区まちづくり委員会の自主的な取り組み)

緑豊かな景観とするため、できる限り多くの緑を確保します。



敷地内の緑化措置の事例  
(住民による自主的な取り組み)

(2) 遠敷・松永地区

●印は、本地区独自の基準（景観計画区域全体の基準と比較）

		景観形成基準
建築物の建築等及び工作物の建設等	規模及び位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観を阻害したり、突出した印象を与えたりしないよう、建築物及び工作物の規模及び位置に配慮する。</li> <li>・敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案して釣り合いよく配置する。</li> <li>・優れた眺望を有する眺望点や歴史的景観資源の周囲では、対象となる景観資源への視界を妨げないよう建築物及び工作物の規模及び位置に配慮する。</li> </ul>
	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、全体的に統一感のある形態・意匠とする。</li> <li>・優れた眺望を有する眺望点の周囲では、眺望点からの見え方に配慮するとともに、対象となる景観資源への眺望を妨げない形態・意匠となるよう配慮する。</li> <li>●歴史的景観資源の周囲では、景観資源と協調性のある形態・意匠を取り入れる等、対象となる景観資源との調和に配慮する。また、建築物の室外に設置された建築設備（空調室外機等）は、道路等の公共空間から容易に望見できない位置に設置するか、もしくは当該設備が直接露出しないような修景措置を講じる。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、低彩度の落ちついた色彩を基調とする。</li> <li>・勾配屋根を用いる場合は、建築物の壁面等に用いる色との調和に配慮し、明るさや鮮やかさを抑えた色を基本とする。</li> <li>・優れた眺望を有する眺望点の周囲では、対象となる景観資源との調和に配慮した色彩を基調とする。</li> <li>●歴史的景観資源の周囲では、対象となる景観資源が映える景観を形成するため、景観資源と協調性のある色彩又はそれらよりも低彩度の色彩を基調とする。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮するとともに、長期間にわたって良好な景観を保つことができる素材を使用する。</li> <li>・金属やガラス等の光沢性のある素材を壁面等の大部分において使用する場合は、周辺の景観を阻害したり、浮き出した印象を与えたりしないよう配慮する。</li> <li>●歴史的景観資源の周囲では、対象となる景観資源との調和に配慮し、景観資源と協調性のある素材を使用する。</li> </ul>
	敷地の緑化措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できる限り多くの緑を確保する。</li> <li>・植栽は、周辺の自然植生と調和した樹種及び配置となるよう配慮する。</li> <li>●歴史的景観資源の周囲に位置する屋外駐車場は、植栽等による修景措置を講じる等、歴史的景観に配慮する。</li> </ul>
開発行為（土地の区画形質の変更）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圧迫感のある長大な法面及び擁壁が生じないよう形態や配置を工夫するとともに、壁面や前面への植栽等、周辺の景観との調和に配慮する。ただし、当該法面及び擁壁が道路等の公共空間から容易に望見できない場合は、この限りでない。</li> </ul>	
土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・跡地の整正を行なうとともに、周辺の自然植生と調和した緑化措置を講じる等、周辺の景観との調和に配慮する。ただし、当該跡地が道路等の公共空間から容易に望見できない場合は、この限りでない。</li> </ul>	
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史的な景観資源と一体となって良好な景観を形成している樹林等は、適切に維持・管理されるよう配慮する。</li> </ul>	
屋外における物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史的景観資源の周囲では、道路等の公共空間から容易に望見できない位置に集積又は貯蔵するか、もしくは容易に望見できないよう敷地外周部等に植栽等による修景措置を講じる。</li> </ul>	

■事例

周辺の景観との調和に配慮し、全体的に統一感のある形態・意匠とします。



周辺の景観と調和した家並み



鵜の瀬周辺の景観に配慮した事例

圧迫感のある長大な法面及び擁壁が生じないように形態や配置を工夫するとともに、壁面や前面への植栽等、周辺の景観との調和に配慮します。



周辺の景観との調和に配慮された法面

(3) 旧丹後街道沿道地区

●印は、本地区独自の基準（景観計画区域全体の基準と比較）

		景観形成基準
建築物の建築等及び工作物の建設等	規模及び位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●旧丹後街道に面する建築物の高さ及び壁面の位置は、できる限り隣接する建築物に揃える等、歴史的景観や町並みの連続性に配慮する。</li> <li>・敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案して釣り合いよく配置する。</li> <li>●歴史的景観資源の周囲では、対象となる景観資源への視界を妨げないよう建築物及び工作物の規模及び位置に配慮する。</li> </ul>
	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、全体的に統一感のある形態・意匠とする。</li> <li>●旧丹後街道に面する建築物は、できる限り木造、2階建て、瓦葺きの和風建築を基本とし、歴史的な町並みに配慮した形態・意匠とする。</li> <li>●歴史的景観資源の周囲では、景観資源と協調性のある形態・意匠を取り入れる等、対象となる景観資源との調和に配慮する。</li> <li>●旧丹後街道沿道及び歴史的景観資源の周囲に位置する建築物の室外に設置された建築設備（空調室外機等）は、道路等の公共空間から容易に望見できない位置に設置するか、もしくは当該設備が直接露出しないような修景措置を講じる。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の景観との調和に配慮し、歴史的な町並みと調和した落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>・勾配屋根を用いる場合は、建築物の壁面等に用いる色との調和に配慮し、明るさや鮮やかさを抑えた色を基本とする。</li> <li>●歴史的景観資源の周囲では、対象となる景観資源が映える景観を形成するため、景観資源と協調性のある色彩又はそれらよりも低彩度の色彩を基調とする。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史的な町並み景観との調和に配慮するとともに、長期間にわたって良好な景観を保つことができる素材を使用する。</li> <li>●歴史的景観資源の周囲では、対象となる景観資源との調和に配慮し、景観資源と協調性のある素材を使用する。</li> </ul>
	敷地の緑化措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できる限り多くの緑を確保する。</li> <li>・植栽は、周辺の自然植生と調和した樹種及び配置となるよう配慮する。</li> <li>●旧丹後街道沿道及び歴史的景観資源の周囲に位置する屋外駐車場は、植栽等による修景措置を講じる等、歴史的景観や町並みの連続性に配慮する。</li> </ul>
開発行為（土地の区画形質の変更）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圧迫感のある長大な法面及び擁壁が生じないよう形態や配置を工夫するとともに、壁面や前面への植栽等、周辺の景観との調和に配慮する。ただし、当該法面及び擁壁が道路等の公共空間から容易に望見できない場合は、この限りでない。</li> </ul>	
土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・跡地の整正を行なうとともに、周辺の自然植生と調和した緑化措置を講じる等、周辺の景観との調和に配慮する。ただし、当該跡地が道路等の公共空間から容易に望見できない場合は、この限りでない。</li> </ul>	
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史的な景観資源と一体となって良好な景観を形成している樹林等は、適切に維持・管理されるよう配慮する。</li> </ul>	
屋外における物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>●旧丹後街道沿道及び歴史的景観資源の周囲では、道路等の公共空間から容易に望見できない位置に集積又は貯蔵するか、もしくは容易に望見できないよう敷地外周部等に植栽等による修景措置を講じる。</li> </ul>	



## ■事例

旧丹後街道に面する建築物の高さ及び壁面の位置は、できる限り隣接する建築物に揃える等、歴史的景観や町並みの連続性に配慮するとともに、できる限り木造、2階建て、瓦葺きの和風建築を基本とし、歴史的な町並みに配慮した形態・意匠とします。



歴史的町並みに配慮した事例  
(住民による自主的な取り組み)

緑豊かな景観とするため、できる限り多くの緑を確保します。



敷地内の緑化措置の事例  
(住民による自主的な取り組み)

旧丹後街道沿道及び歴史的景観資源の周囲では、道路等の公共空間から容易に望見できない位置に集積又は貯蔵するか、もしくは容易に望見できないよう敷地外周部等に植栽等による修景措置を講じます。



自転車置き場を修景した事例  
(住民による自主的な取り組み)

(4) JR小浜駅周辺地区

●印は、本地区独自の基準（景観計画区域全体の基準と比較）

		景観形成基準
建築物の建築等及び工作物の建設等	規模及び位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観を阻害したり、突出した印象を与えたりしないよう、建築物及び工作物の規模及び位置に配慮する。</li> <li>・敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案して釣り合いよく配置する。</li> <li>●駅前や商店街に位置する建築物の壁面の位置は、できる限り隣接する建築物に揃える等、統一感のある町並みの形成に配慮する。</li> </ul>
	形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、全体的に統一感のある形態・意匠とする。</li> <li>●駅前や商店街に位置する建築物及び工作物は、小浜市の顔としての役割を担う本地区の特性を踏まえた質の高い形態・意匠となるよう配慮する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、低彩度の落ちついた色彩を基調とする。</li> <li>●駅前や商店街に位置する建築物の低層部においては、歩行者への圧迫感や威圧感をできるだけ軽減する色彩となるよう配慮する。</li> <li>●駅前や商店街等の華やかさを演出すべきところについては、建築物や工作物の全体に占める割合やベースカラーとの調和を考慮した上で、効果的にアクセントカラーを用いて彩りを加える等、賑わいのある雰囲気演出に努める。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮するとともに、長期間にわたって良好な景観を保つことができる素材を使用する。</li> <li>・金属やガラス等の光沢性のある素材を壁面等の大部分において使用する場合は、周辺の景観を阻害したり、浮き出した印象を与えたりしないよう配慮する。</li> </ul>
	敷地の緑化措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できる限り多くの緑を確保する。</li> <li>●駅前や商店街に位置する屋外駐車場は、植栽等による修景措置を講じる等、潤いのある景観となるよう配慮する。</li> <li>●敷地に余裕がない場合は、窓辺や壁面等の緑化措置を講じるよう配慮する。</li> </ul>
開発行為（土地の区画形質の変更）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圧迫感のある長大な法面及び擁壁が生じないよう形態や配置を工夫するとともに、壁面や前面への植栽等、周辺の景観との調和に配慮する。ただし、当該法面及び擁壁が道路等の公共空間から容易に望見できない場合は、この限りでない。</li> </ul>	
土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・跡地の整正を行なうとともに、周辺の自然植生と調和した緑化措置を講じる等、周辺の景観との調和に配慮する。ただし、当該跡地が道路等の公共空間から容易に望見できない場合は、この限りでない。</li> </ul>	
屋外における物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>●駅前や商店街では、道路等の公共空間から容易に望見できない位置に集積又は貯蔵するか、もしくは容易に望見できないよう敷地外周部等に植栽等による修景措置を講じる。</li> </ul>	

## ■事例

周辺の景観との調和に配慮し、全体的に統一感のある形態・意匠とするとともに、駅前や商店街に位置する建築物及び工作物は、小浜市の顔としての役割を担う本地区の特性を踏まえた質の高い形態・意匠となるよう配慮します。



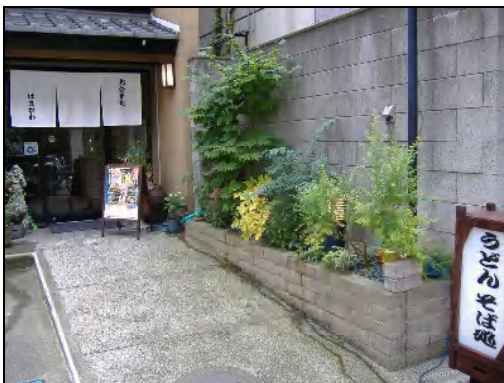
歴史的町家をイメージした事例  
(住民による自主的な取り組み)

駅前や商店街等の華やかさを演出すべきところについては、建築物や工作物の全体に占める割合やベースカラーとの調和を考慮した上で、効果的にアクセントカラーを用いて彩りを加える等、賑わいのある雰囲気演出に努めます。



小浜の特徴をイメージしたJR小浜駅舎と駅前広場

緑豊かな景観とするため、できる限り多くの緑を確保します。



敷地内の緑化措置の事例  
(住民による自主的な取り組み)

(5) 国道 27 号及び(主)小浜・上中線沿道地区

●印は、本地区独自の基準（景観計画区域全体の基準と比較）

		景観形成基準
建築物の意匠	規模及び位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観を阻害したり、突出した印象を与えたりしないよう、建築物及び工作物の規模及び位置に配慮する。</li> <li>・敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案して釣り合いよく配置する。</li> <li>・優れた眺望を有する眺望点の周囲では、対象となる景観資源への眺望を妨げないよう建築物及び工作物の規模及び位置に配慮する。</li> </ul>
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、全体的に統一感のある形態・意匠とする。</li> <li>・優れた眺望を有する眺望点の周囲では、眺望点からの見え方に配慮するとともに、対象となる景観資源への眺望を妨げない形態・意匠となるよう配慮する。</li> </ul>
建築等及び工作物の建設等	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、低彩度の落ちついた色彩を基調とする。</li> <li>・勾配屋根を用いる場合は、建築物の壁面等に用いる色との調和に配慮し、明るさや鮮やかさを抑えた色を基本とする。</li> <li>・優れた眺望を有する眺望点の周囲では、対象となる景観資源との調和に配慮した色彩を基調とする。</li> <li>●建築物や工作物の全体に占める割合やベースカラーとの調和を考慮した上で、効果的にアクセントカラーを用いて変化を加える等、長大な壁面が圧迫感を与えたり、無表情とならないよう配慮する。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮するとともに、長期間にわたって良好な景観を保つことができる素材を使用する。</li> <li>・金属やガラス等の光沢性のある素材を壁面等の大部分において使用する場合は、周辺の景観を阻害したり、浮き出した印象を与えたりしないよう配慮する。</li> </ul>
	敷地の緑化措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観とするため、できる限り多くの緑を確保する。</li> <li>・植栽は、周辺の自然植生と調和した樹種及び配置となるよう配慮する。</li> <li>●屋外駐車場は、植栽等による修景措置を講じる等、潤いのある景観となるよう配慮する。</li> </ul>
開発行為（土地の区画形質の変更）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・圧迫感のある長大な法面及び擁壁が生じないよう形態や配置を工夫するとともに、壁面や前面への植栽等、周辺の景観との調和に配慮する。ただし、当該法面及び擁壁が道路等の公共空間から容易に望見できない場合は、この限りでない。</li> </ul>
土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>・跡地の整正を行なうとともに、周辺の自然植生と調和した緑化措置を講じる等、周辺の景観との調和に配慮する。ただし、当該跡地が道路等の公共空間から容易に望見できない場合は、この限りでない。</li> </ul>
屋外における物品の堆積		<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路等の公共空間から容易に望見できない位置に集積又は貯蔵するか、もしくは容易に望見できないよう敷地外周部等に植栽等による修景措置を講じる。</li> </ul>



## ■事例

周辺の景観を阻害したり、突出した印象を与えたりしないよう、建築物及び工作物の規模及び位置に配慮するとともに、周辺の景観との調和に配慮し、全体的に統一感のある形態・意匠とします。



全体的に統一感のある建物の事例  
(事業所の自主的な取り組み)

緑豊かな景観とするため、できる限り多くの緑を確保するとともに、屋外駐車場は、植栽等による修景措置を講じる等、潤いのある景観となるよう配慮します。



敷地内の緑化措置の事例  
(事業所の自主的な取り組み)

## 第6章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

### ■ 基本的な考え方

現在、小浜市における屋外広告物の規制は、「福井県屋外広告物条例」によって行われていますが、屋外広告物は景観上の影響が大きい要素であることから、景観計画に位置づけ、景観行政と連携して屋外広告物行政を進めることが望ましいと考えられます。

このため市では、景観計画策定後に独自の屋外広告物条例を制定し、景観計画区域において景観行政と屋外広告物行政を一体的に実施していきたいと考えています。

これらのことを踏まえた上で、本章では、景観計画の内容と連携した屋外広告物行政の実現に向けた基本的事項と行為の制限を定めます。

#### 6-1 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項

重点的に景観形成を図る地区においては、より総合的な景観形成の取組みが求められることから、当該地区の景観形成の目標及び方針に基づき、建築物や工作物の形態意匠に関する制限に併せて、景観の重要な要素である屋外広告物についても、その表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限を定めます。

#### 6-2 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限

重点的に景観形成を図る地区においては、各地区の景観形成の方針に基づき、建築物や工作物と併せて一体的な誘導を行うこととし、屋外広告物の規模及び位置、形態及び意匠、色彩、素材の面において、周囲の景観と調和したものとなるように配慮します。

特に、主要な幹線道路沿道における屋外広告物の掲出においては、周辺の景観を阻害したり、浮き出した印象を与えたりしないような形態・意匠となるように配慮します。



看板等の無秩序な乱立による雑然とした景観の事例

(出展：国土交通省HP)

## 第7章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針

### ■ 基本的な考え方

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物）又は樹木について、景観行政団体の長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。この指定によって、当該建造物又は樹木が位置する周辺地域の景観づくりに対する意識の向上や、当該建造物又は樹木と調和の取れた景観形成等、良好な景観形成に向けた取組みが促進されることが期待されます。

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の良好な景観の形成に向けて重要な役割を果たすものであることから、各地区まちづくり委員会で地域を象徴する景観として意見が出された建造物や樹木を対象に指定を検討します。

また、景観重要建造物又は景観重要樹木として指定されると、所有者に対し外観に関する現状変更の制限や管理義務が生じることから、実際に指定する場合は、当該建造物又は樹木の所有者との話し合いを十分に行之、合意を得ることが不可欠となります。

これらのことを踏まえた上で、本章では、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針を定めます。

#### 7-1 景観重要建造物の指定の方針

「地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること」及び「道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること」の基準を満たすとともに、次に示す項目に該当する建造物を、景観重要建造物として指定します。

- ①地域の自然、歴史、文化等の特性をよく現すとともに、優れたデザインを有している建造物
- ②地域のシンボルとして、住民に親しまれ、愛されている建造物
- ③地域のまちづくり上、重要な拠点に位置し、良好な景観の形成に寄与する建造物

※注：景観重要建造物に指定されると、所有者に対し外観に関する現状変更の制限や管理義務が生じますが、建築物の内部は自由に使えます。また、条例により、外観等に係る部分等について建築基準法（建ぺい率制限、斜線制限、道路内建築制限等）の規制緩和や相続税の優遇措置等、建築物等を保存することに関するメリットがあります。

#### 7-2 景観重要樹木の指定の方針

「地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること」及び「道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること」の基準を満たすとともに、次に示す項目に該当する樹木を、景観重要樹木として指定します。

- ①地域のシンボルとして、住民に親しまれ、愛されている樹木又は樹木の集団
- ②地域のまちづくり上、重要な拠点に位置し、良好な景観の形成に寄与する樹木又は樹木の集団

## 第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項

### ■ 基本的な考え方

景観重要公共施設は、地域景観の核として親しまれている公共施設（シンボルロードや河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等）を景観形成上重要な公共施設として指定し、景観計画の方向性と整合の取れた整備を行うことによって良好な景観形成を図るものです。

この指定によって、景観重要公共施設の管理者は、景観計画に基づいて公共施設の整備を行うことになることから、景観を構成する主要な要素の一つである公共施設において、景観計画の方向性と整合の取れた良好な景観形成が進むことが期待されます。

また、本計画では市及び県管理の公共施設の一部を景観重要公共施設として位置づけていますが、今後も各地区まちづくり委員会で地域の重要景観要素として意見が出された公共施設を対象に、指定に向けた取り組みを推進します。（景観重要公共施設の指定は、当該公共施設管理者と協議し、同意を得た段階で行います。）

これらのことを踏まえた上で、本章では、小浜市の景観形成において重要と考えられる公共施設の整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めます。

### 8-1 景観重要公共施設の整備に関する方針

次に掲げる景観重要公共施設の指定を行うとともに、指定後は整備に関する方針に基づいて良好な景観の形成に向けた取組みを進めます。

	施設区分	施設名	位置(区間)	整備に関する方針
1	道路	(都)小浜縦貫線	住吉・酒井地区	①歩行者空間は、歩行者の安全性、快適性に配慮するとともに、沿道景観との調和に配慮した舗装とする。 ②潤いのある景観を形成するために、道路空間の緑化に努める。 ③交通安全施設や標識、観光案内サイン等を設置する場合は、ガードレールを茶系色にしたり照明色を工夫するなど、統一感のあるデザインとするとともに、沿道景観との調和に配慮する。
2	道路	(主)久坂中ノ畑 小浜線	国道27号～ 下根来地区	
3	道路	(主)小浜朽木高島線	国道27号～ 池河内地区	
4	道路	旧丹後街道	小浜、遠敷地区 (市が管理する区間)	
5	道路	(主)小浜停車場線・ (主)小浜港線	JR小浜駅～ 白鬚	



施設区分	施設名	位置(区間)	整備に関する方針
6 道路	国道 162 号	小浜市域の全ての区間	①潤いのある景観を形成するために、街路樹や植樹帯の整備等、道路空間の緑化に努める。 ②交通安全施設や標識、観光案内サイン等を設置する場合は、ガードレールを茶系色にしたり照明色を工夫するなど、統一感のあるデザインとするとともに、法面緑化等も含め沿道景観との調和に配慮する。
7 道路	(主)小浜上中線	小浜市域の全ての区間	特に、国道 162 号の大手橋～城内橋～西津橋については ①小浜城址の歴史的な景観との調和に配慮する。 ②交通安全施設や標識、観光案内サイン等を設置する場合は、統一感のあるデザインとするとともに、橋梁との調和に配慮する。
8 道路		こうのとりの大橋	①見通しの良い田園景観や河川景観の中のランドマークとなることから、自然景観との調和に配慮する。
9 河川	二級河川 南川	小浜市域の全ての区間	①維持・管理にあたっては、豊かな自然景観の保全についても配慮する。 ②河川護岸については、周辺の自然景観と調和した整備に努める。また、小浜城址等の歴史的景観要素の周辺では、歴史的景観との調和に配慮する。
10 河川	二級河川 多田川	木崎地区～小浜湾	③親水空間としての整備を図る場合は、周辺の自然景観に配慮する。
11 公園		小浜市が管理する公園	①桜並木等の良好な景観要素がある場合は、適切な維持・管理を図る。 ②公園内に施設を設ける場合は、周辺景観との調和に配慮する。
12 海岸		県及び市が管理する区域	①松並木等の良好な景観要素がある場合は、適切な維持・管理を図る。 ②海岸部に施設を設ける場合は、周辺景観との調和に配慮するとともに、砂浜や海への眺望を妨げないように配慮する。 ③堤防工事等の防災上必要な海岸整備事業を実施する場合は、景観面に配慮した工法の採用や周辺景観との調和に努める。

## 8-2 道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可の基準

施設区分	施設名	位置(区間)	整備に関する方針
1 道路	上記「景観重要公共施設の整備に関する事項」1～8		道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可の基準 ①工作物等の配置は、周辺の景観を阻害したり、突出した印象を与えたりしないように配慮する。 ②工作物等の形態・意匠は、道路景観や沿道景観との調和に配慮し、全体的に統一感のあるものとする。 ③工作物等の色彩は、舗装、ガードレール等の交通安全施設、沿道景観との調和に配慮した色彩を基調とする。

【参考資料】：各地区まちづくり委員会で出された、地域の重要景観要素

地区名	建造物(建築物及び工作物)	樹木	公共施設	
小浜地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>空印寺</li> <li>津島六月抜神社</li> <li>旧漁港の倉庫群(津島)</li> <li>八幡神社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>常高寺の庭</li> </ul>	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>八幡神社参道</li> <li>旧丹後街道</li> <li>(都)小浜縦貫線</li> </ul>
			公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>小浜公園</li> </ul>
雲浜地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>小浜城址</li> <li>小浜神社</li> <li>順造門</li> <li>聖ルカ教会</li> <li>山川登美子生家</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小浜中学校の松並木</li> </ul>	河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>北川</li> <li>南川</li> <li>多田川</li> </ul>
			橋梁	<ul style="list-style-type: none"> <li>こうのとりの大橋</li> <li>西津橋</li> <li>大手橋</li> </ul>
			公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>千種公園</li> </ul>
西津地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>千石荘</li> <li>網女の墓と網女像</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学への桜並木</li> </ul>	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸道路</li> </ul>
			海岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>西津砂浜</li> </ul>
内外海地区	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸部の松並木</li> </ul>	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道 162 号</li> </ul>
国富地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>羽賀寺</li> <li>長英寺</li> <li>若宮神社</li> <li>日枝神社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>タモの木と桜並木</li> </ul>	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>舞鶴若狭自動車道</li> <li>寺社への参道</li> </ul>
			河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>北川</li> </ul>
宮川地区	—	—	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>県道本保平野線</li> </ul>
			河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>野木川</li> </ul>
松永地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>明通寺</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>面山周辺の桜</li> </ul>	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車道</li> </ul>
			河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>北川</li> <li>松永川</li> </ul>
遠敷地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>神宮寺</li> <li>鶴の瀬</li> <li>吹屋</li> </ul>	—	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>丹後街道</li> <li>久坂中ノ畑小浜線</li> </ul>
			公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>若狭の里公園</li> </ul>
今富地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>発心寺</li> <li>多田寺</li> <li>妙楽寺</li> <li>円照寺</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>桜並木(多田川)</li> <li>洞源寺の芝桜</li> </ul>	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>発心寺参道</li> <li>小浜 I . C</li> </ul>
			河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>南川</li> <li>多田川</li> </ul>
口名田地区	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>妙祐寺のしだれ桜</li> <li>須縄のたもの木</li> <li>桂のイチョウの木</li> </ul>	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道 162 号、中井橋</li> </ul>
			河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>南川</li> </ul>
			公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>運動公園</li> </ul>
中名田地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬師寺</li> <li>熊野神社</li> </ul>	—	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道 162 号</li> </ul>
			河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>南川</li> <li>田村川</li> </ul>
加斗地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>岡津製塩遺跡</li> </ul>	—	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道 27 号</li> <li>小浜西 I . C</li> </ul>
			海岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>鯉川海水浴場</li> </ul>